

衆議院 商工委員会 議 録 第十二号

昭和五十九年四月十八日(水曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

エネルギー、基礎素材及び鉱物資源問題小委員

甘利 明君 木部 佳昭君

岸田 文武君 辻 英雄君

仲村 正治君 原田昇左右君

古屋 亨君 森 清君

綿貫 民輔君 渡辺 秀央君

奥野 一雄君 城地 豊司君

浜西 鉄雄君 水田 稔君

横江 金夫君 長田 武士君

木内 良明君 青山 丘君

宮田 早苗君 小沢 和秋君

エネルギー、基礎素材及び鉱物資源問題小委員長

渡辺 秀央君

流通問題小委員

浦野 休興君 尾身 幸次君

奥田 幹生君 加藤 卓二君

粕谷 茂君 高村 正彦君

田原 隆君 野上 徹君

野田 毅君 深谷 隆司君

後藤 茂君 城地 豊司君

中村 重光君 和田 貞夫君

渡辺 嘉藏君 中川 嘉美君

日笠 勝之君 福岡 康夫君

横手 文雄君 野間 友一君

流通問題小委員長

後藤 茂君

昭和五十九年四月十八日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 梶山 静六君

理事 浦野 休興君 理事 田原 隆君

理事 森 清君 理事 渡辺 秀央君

理事 城地 豊司君 理事 水田 稔君

第一類第九号 商工委員会議録第十二号 昭和五十九年四月十八日

理事 長田 武士君 理事 宮田 早苗君

甘利 明君 尾身 幸次君

奥田 幹生君 加藤 卓二君

粕谷 茂君 木部 佳昭君

岸田 文武君 高村 正彦君

辻 英雄君 仲村 正治君

西山敬次郎君 野上 徹君

野田 毅君 原田昇左右君

深谷 隆司君 古屋 亨君

綿貫 民輔君 奥野 一雄君

後藤 茂君 中村 重光君

浜西 鉄雄君 横江 金夫君

和田 貞夫君 渡辺 嘉藏君

木内 良明君 中川 嘉美君

日笠 勝之君 福岡 康夫君

青山 丘君 木下敬之助君

小沢 和秋君 野間 友一君

出席国務大臣

通商産業大臣 小此木彦三郎君

出席政府委員

経済企画庁長官 及川 昭伍君

生活局長 福川 伸次君

通商産業大臣官 棚橋 祐治君

通商産業大臣官 小長 啓一君

通商産業省産業 政策局長 藤咲 浩二君

中小企業庁小規 模企業部長 上野 浩晴君

警察庁刑事局捜 査第二課長 照井 清司君

経済企画庁国民 生活局消費者行 政第二課長

委員外の出席者

法務省刑事局刑 事課長 北島 敬介君

大蔵省銀行局調 査課長 秋山 昌廣君

文部省初等中等 教育局職業教育 課長 阿部 憲司君

運輸大臣官房観 光部業務課長 小柳 皓正君

商工委員会調査 室長 朴木 正君

委員の異動

四月十八日

岸田 文武君 補欠選任 西山敬次郎君

横手 文雄君 補欠選任 木下敬之助君

同日

西山敬次郎君 補欠選任 岸田 文武君

木下敬之助君 補欠選任 横手 文雄君

四月十八日

割賦販売法の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、衆法第四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

割賦販売法の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、衆法第四号)の撤回許可に関する件

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長田武士君。

○長田委員 ただいま議題となっております割賦販売法の一部改正につきましては、御承知のとおり既に去る三月二十四日我が党独自の改正案を国会に提出をいたしまして、四月十三日の当委員会に既に提案理由の説明をさせていただいたわけでありました。

消費者保護強化をさらに充実させた我が党の改正案につきましては、多くの方々から将来の割賦販売法の姿を先取りしたものという高い評価を受けておるわけでありました。そういう意味におきまして、私は本委員会が我が党の改正案の趣旨を踏まえまして、現実の割賦販売法に関する問題につきましても質問をさせていただいて考えております。

まず最初に、信用供与に関する問題についてお尋ねをいたします。

消費者信用市場における新規の信用供与が、昭和五十六年に販売信用では十二兆二千七百三十五億円、それから消費者金融では九兆九千八百六十四億円、合わせますと二十二兆二千五百九十九億円。この規模は、同年の最終民間消費支出が百四十三兆九千六百九十億円でありまして、その約一五％に当たります。また同年の可処分所得は百七十七兆一千九百九十億円、こういう金額でありますから約一二％に当たるわけでありました。非常に大きな規模になってまいりました。しかも、その伸び率はGNPあるいは個人消費、それを大きく上回る伸び率を示しておるわけでありました。そし

て、五十七年にも新規の信用供与は恐らく一八%から一九%伸びるだろうと予測されておりました。その規模は恐らく二十六兆円規模には達していくだろうと言われております。

しかし、これを残高で見てもいいですし、五十六年では十八兆二千九百三十億、また可処分所得比では一〇・三%に値しております。アメリカの例を見てもいいですし、同じく五十六年では可処分所得は一兆九千六百五十五億ドル、それに対して消費者信用の残高は四百二十億ドルということになりますから、このパーセンテージは二〇・九%、将来の日本の規模といたしましては、当然アメリカの規模の二〇・九%に達するであろうと言われているわけでありまして、そういう意味で、消費者信用の果たす役割は種々ありますけれども、いずれにいたしましても、こうした消費者信用の発達というのは消費を量的に拡大させる、そして国民生活にとつては非常に便利となつてきておりました。経済の発展にも大きな貢献を果たしてきておると私は考えております。

こうした状況から、今やクレジットカードの発行枚数というのは非常に枚数が出ておりました。銀行系が一千五百七十八万五千枚、さらには信販系が一千九百四十五万枚、小売系といたしまして一千七百七十万枚、それら合わせまして五千七百五十五万枚、このようなカードの数に達しておりました。これは国民十人の中で大体八人ぐらいの方はカードを利用していらつしやる、持つていらつしやる、そういう状況でございます。そうした消費者信用市場の急成長に伴いまして、販売信用取引の方式も非常に多様化いたしております。

私も実はびっくりしておるわけでありましてけれども、この消費者信用でも販売信用とそれから金融とに分かれます。さらに販売信用も割賦方式あるいは非割賦方式、このように分かれてまいります。さらに割賦方式というのはまず初めのうちは販売業者みづからが信用供与するいわゆる自社割賦方式、これは今独立方式と呼んでおりますけれども、百貨店であるとか量販店、あるいは月賦百

貨店、自動車ディーラー、こういうものがいわゆるこの割賦法の始まりだと言われております。

しかし、系列方式というの最近ふえてまいりまして、電機メーカー系クレジットカードあるいは自動車メーカー系クレジットカード、さらには専門機関媒介方式というのがございまして、これは信販会社それから中小小売店の団体、さらには提携ローンがございまして民間金融機関、このように非常に形態が多様多様であります。さらに非割賦方式といたしましてはマンスリークリアカード方式、これは銀行系クレジットカード会社がやつておるわけでありまして、そういうものがございまして、その他といたしまして、百貨店、量販店等がカードその他として非割賦方式を扱つておるわけでありまして。

さらに、金融といたしましては割賦方式、これは消費者ローン、消費者金融会社がやつておるわけでありまして、金融会社とあるいは民間の金融機関、信販会社、銀行系クレジットカード会社、これらが消費者ローンをやつております。さらには非割賦方式といたしましては、預貯金を担保といたしまして簡単に消費者ローンを提供する。これは民間金融機関であるとかあるいは郵便局がやつております。さらには不動産担保貸し付けといまして、これは質屋さん、物を持つていつて不動産を担保として金を借りる、こういう方式もあります。さらに、その他としましては、民間金融機関、銀行系クレジット方式、クレジット会社。

私は、消費者信用の分類を見まして、実は私も長い間金融機関におりましたから、こういう点はわかつておるつもりだったのでありますが、非常に広範であります。多種多様でありまして、大臣、こういうことを御存じだったのでしょか。後でまた伺いますけれども、こんなにあるのですよ。そういう意味で、消費者がなかなか理解しにくい、専門家でなくてはこういう形態というのはなかなか理解できないというのも多く含まれておると思ひます。そういうことが理由になりまして、現在、社会の非常に大きな問題となつておる

わけでありまして。

そうして、今考えてみますと、この取引形態に対する法律がどうも不十分だったために訴訟問題にも大きく発展をいたしております。参考のために、これを見てまいりますと、民事第一審の訴訟のうち、クレジット関係の事件は、昭和五十三年には二万一千五百八件、五十四年には二万七千五百八十九件、それから五十五年には三万五千四百二十八件、昭和五十六年には四万三千二百七十二件、昭和五十七年には七万二千六百六十六件ございまして、昭和五十七年には七万二千六百六十六件ございまして、この民事第一審の訴訟は全体で十二万五千六百九十六件です。これに対して、クレジットが、今申し上げましたとおり七万二千六百六十六件ですから、何と五五・九%にも達しておるのですね、そういう意味で、法律の手当てが非常におくれたためにこのような事件を引き起こしておる、甚だ遺憾であるとは考えております。

そこで、お尋ねしたいのでありますが、通産省は、かかる事態の招来について、率直に対応のつくれを認めるかどうか、まず第一点、この点についてお尋ねをいたします。

○小長政府委員 これまで、通産省といたしましては、消費者トラブルの増大に対処するために、約款の適正化であるとか、あるいは通達による指導等によりまして対応をしてきたわけでございますけれども、これらの行政的措置では必ずしも十分な対応ができない実態になつておるといのが現状でございます。このため、昭和五十七年から、消費者信用産業懇談会という産業政策局長の私的諮問機関でございまして、そういう場をつくりまして、クレジット産業に対する今後の政策のあり方について御審議を願つたわけでございまして、さらに、昨年の秋以降、産業構造審議会の消費経済部会で割賦販売法改正のあり方について検討をいたいただいたわけございまして、これらを踏まえまして本改正案が作成されたという次第でございます。

○長田委員 いろいろな諮問もあつたわけでありまして、私が今申し上げましたのは、通産

省の対応が、これだけ多様化した消費社会において、余りにもおくれたために、このような事件に発展しておるといことを素直にお認めになりまして、何かということをお願いいたします。一言でいいから答えてください。

○小長政府委員 社会の進歩が非常に急速でございまして、それに対して行政の対応が多少おくれがみであつたということは率直に認めざるを得ないと思ひます。

○長田委員 多少じゃないのじゃないですか。これは大分おくられておりますよ。

通産大臣、先ほど私が申し上げましたね。この消費者信用の分類、物すごくございましてけれども、大臣、御存じでしょうか。

○小此木国務大臣 今、長田委員からお示しいたでいて、初めて知つたわけでございますが、非常に勉強になりました。

○長田委員 私も、実は、これだけ多様化した、カード社会と言つてもいいと思ひますけれども、そういう点では、取り巻く環境というのは消費者にとつては非常に厳しいなという感じがいたしております。どうか通産大臣、所管でございまして、ひとつ勉強していただきたいと思つております。

次に、「生活行政情報」というのがございまして、これ、御存じですね。これは国民生活センターから出されておりました、大体月一回発行されておりました、私がきょうお持ちしましたのは、三百号です。この中に「割賦販売法の一部改正について」という二月七日付の通産省のPR文書が載つております。この「生活行政情報」といいますのは、既に御存じのとおりでありまして、消費者に関するあらゆる行政情報を国民生活センターがまとめまして、発行をいたしております、すぐれた情報誌として全国に頒布されておるわけでありまして。

ところが、どういふわけか、私、よく理解できないのでありますけれども、ここに「割賦販売法の一部改正について」二月七日、通産産業省とい

うことで、PR文書をちよつと読んでみます。この「改正の目的」といたしまして、「近年販売に付随して信用が供与される取引が著しい伸長をみせているが、こうした取引形態に対して十分な法的手当がなされていないため、消費者トラブルが増大しており、消費者団体、地方自治体等から早急に法制的整備を図るべきことが強く要望されている。今回の法改正では、これらの要望を踏まえ、法律知識、契約知識等の乏しい消費者が不利益を被ることのないよう、消費者の保護の一層の徹底を図ることを目的としている。」こういうふうな前文で書いています。改正の目的ですよ。ですから、あなたが今おっしゃったとおり、ちよつとおかれたところじゃなくて、十分なされていないと書いてある。これは通商産業省で出しているのですよ、僕が言っているのじゃないですよ、後で見せますから。

そこで、「改正の内容」ですが、二番目に「割賦取引が増大している役割関係取引も法の対象に追加すること」と書いてあります。いいですか。「すなわち、近年消費者トラブルが増大している役割関係取引について、商品に係る取引と同様に購入者の保護等のための規定の整備を図る。」というふうに書かれておられるわけでありまして。これは五十九年二月七日の通産省のいわゆるPR通達であります。これは間違いなんではないでしょうか。間違いじゃないのではありませんか。

○小長政府委員 そのPRの資料は通産省の作成したものでございます。

○長田委員 そうしますと、これはいつの時点で通産省は方針を転換されたのでしょうか。

○小長政府委員 通産省の作成したものでございますが、その時点におきましては、通産省の産業構造審議会の消費経済部会の中におきまして、割賦販売法の改正のあり方について具体的な検討をお願いしたわけでございます。その消費経済部会の検討の中では、役務を対象に加えるべきであるという御意見が有力であり、それが答申の中に書き込まれたことも事実でございます。その時点に

おけるPR資料ということであつたと思ひます。その後、具体的な法案作成の段階で、特に法律技術的に法制局等との検討をいろいろ行つたわけでございますが、その過程におきまして、幾つかの問題点が出てまいりまして、引き続き検討するということにしたわけでございます。

○長田委員 この資料はきちつと通商産業省で出してございまして、生活行政情報でありますから、広く国民の皆さんにPRしているのじゃないですか。そうでしょう。それをある時点で、法制局といろいろ相談したけれども、うまくいかない、だから引つ込めてしまつたということなんですか。そうすると、通産省の言っていることは、どうも当てにならぬということではないのですか、そう受け取つて。

○小長政府委員 これは昨日の参考人の御意見の中にも出ておりましたけれども、消費経済部会の中における検討では、役務につきましましてはいろんなトラブルも生じていることでもあり、具体的にその対象にすべきであるということ意見がまとまつたわけでございますが、ただ、法律的側面からの検討というのが消費経済部会においては必ずしも十分になされてなかつたという点はあつたわけでございまして、その後法律的な側面、主として法律技術的な側面ということになるわけでございまして、その検討の過程におきまして、さらに役務の実態を詳細に調査、分類することによりまして、今後規制のあり方を具体的に検討すべきであるというふうな結論に到達したわけでござい

ます。○長田委員 どうも甚だ納得できないですね。そうしてしかも次のページに、これは五十二ページでありますけれども、「消費者トラブルの事例」というのが書いてあるのですよ。これをちよつと読みますと、「役務の提供を目的とする取引例」で、「家庭教師の派遣、学習塾の開催を条件に個品割賦購入のあつせん契約を締結したが、教師は派遣されず、しばらくして塾も閉鎖されてしまつてい

るに、信販会社からは支払請求がきている。」という具体例も通産省は出してありますね。そういう点で、こういう役務に対する問題意識というのは、通産省は相当強く持つておつた。これに対する改正の決意も持つておつた。こういうことじゃないんでしょかね。具体例まで載つていますよ。まだいっぱいあるけれども、読んでみると時間になくつちやうから。どうでしょう。

○小長政府委員 通産省の本問題に対する決意については、全然揺らいでいるところはないわけではございません。当面の法律改正案の中では見送りということになつたわけではございませんけれども、引き続きその役務の実態を検討することによりまして対応していきたいと思ひますし、たまたま先生御指摘のような役務とその商品とが関連をしているような取引につきましましては、当面省令の改正等の手続によりまして具体的に対応してまいりたいと考えておるわけでござい

ます。○長田委員 通産大臣、今「生活行政情報」というのを私はお読みしましたね。これは通産省のPR文書なんですよ。それに対して、役務についてトラブルが非常に多いので、これをきちつと改正をしたい、対象の項目にきちつと加えるということをお文化されております。こういう文章を出しておきながら、今度は役務を外してしまつたということについては、通産省としても責任があるんじゃないでしょうか。

○小此木國務大臣 役務そのものでなしに、役務にまつたところでいろいろなことがあることは承知しております。しかし、通産省というところは考え方や文筆活動や言論において非常に自由なところがございます。そういうことを自由に出してしまつた後で審議会でもつてとやこうということになるということが往々にあることではござい

ます。しかし、余りこれを厳密にためてしまつて、自由な雰囲気や意見を潰してしまうこともどうかと思ひますけれども、十分私は今後注意して指導することにはいたします。

○長田委員 言論の自由は私は認めるのですけれども、しかし、やると言つておいて突如やめてしまふというのは、これは自由と違ふんじゃないでしょうか。信義の問題ですよ。通産省というのは優秀な国の機関でございますから、やつぱり国民の信頼に足る、そういう真実なPRをしてもらいたいですね。これ以上言つてもまたあれですから……。

そこで経企庁にお尋ねをいたします。指定商品に付随した役務についてトラブルが多発しておるといふ報告を私受けておりますけれども、先ほど学習教材に家庭教師とか学習塾が付随した例を申し上げたわけでありましてけれども、そのほかどのようなものがあるんでしょうか。簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○照井説明員 お答えいたします。

実は長田委員御指摘のように、役務つきの商品でトラブルが多発しておりますのは、ほとんどのものが学習教材と英会話教材、その教材に尽きることと云つてよろしいかと思ひます。実は経済企画庁が国民生活センターあるいは全国の消費生活センター等に依頼して調査をした取引多様化に関する消費者苦情調査、先生御承知の調査かと思ひますが、その調査によりまして見た場合に、全国の消費生活センターで苦情を受け付けたものの学習教材の約四割、それから英会話教材の約三割が役務と申しますか、学習塾に行かせる、あるいは家庭教師を派遣します、あるいは英会話教材ですと、その会話クラブに行くことができるというふうな内容でございます。

その場合にどういふ苦情が實際に出てくるかと申しますと、一つは、家庭教師を派遣してきたとしても、その指導内容が全く初歩的で余り役に立たない。それから、これは非常に悪質だと思ひますが、教えるといつても全然もう契約した後来ない。それから、これは結構多いのですけれども、実は学習塾が倒産してしまひまして、もう教師派遣とか、それから塾がなくなつてしまつたというふうな例。それからもう一つの多い事例は、購入する方が別に役務は要らないと言つても役務と抱き合せて販売をしてしまひまして、それが実は

その教材を購入してしまつた後にわかつて、解約したいと言つてもそれがなかなかスムーズにいかないというような、大きく言ひまして実例は四つぐらいに分かれるかと思ひます。ですから、ほとんどのものは英会話教材なり学習教材が役務つきの商品の場合の苦情に出ておるといふことでございませう。

○長田委員 通産省にお尋ねしますが、立法技術上非常に難しいといふことが先ほどございまして、役務を除外するといひましても、学習教材の場合など、家庭教師とかあるいは学習塾といった付随役務ですね、この内容を契約書面に明記されれば、契約の不履行があつた場合には、こゝらにははつきりできるんじゃないですか、付随役務の場合は、この点どうでしょう。

○小長政府委員 今先生御指摘のような商品に役務が付随するといふようなものにつきましても、今後その付随役務を明確に契約書面に記載をさせるというように考えまして、取引の明確化を図つてまいりますとともに、業者に対しては、取引の適正化のための指導を徹底するという方向で対処してまいりたいと思ひておられます。

○長田委員 クレジット契約の対象品目となる役務にはいろいろあると思ひますね。美容施術とか瘦身術あるいは歯の治療とか、そういういろいろなものがクレジットを利用しておるといふのが現状であります。同じ役務といひましても、その役務の価値を評価しにくいとかあるいは定義が難しい、そういうものが私にはあると思ひますけれども、一概に全部が全部役務が規定できないというものでないやうに私は思ひます。そういう非常に判定しにくい役務については除外してもいいんじゃないかと私は思つておられます。

割賦販売法についてはもう何年も何年もこの欠陥が指摘されておるわけでありまして、法改正に当たりまして、この役務関係は重要な改正の要素である、このように私たちは考えておりました。したがひまして、産権審の答申等にもこのこ

とが具体的に事例を引かれてうたわれておるわけでありませう。消費支出のサービス化というのは既に家計調査等によりまして明らかであります。去る四月五日に発表されました経企庁の消費構造研究会によりましてこの「消費構造変化の実態」と今後の展望、これによりまして、昭和三十八年当時は家計消費サービスの消費の三五〇程度であつた、ところが現在は四八〇程度までにそれが伸びておる、恐らく二十一世紀になりますと五〇〇程度に伸びていくやうなことを予測されておるわけでありませう。現在でも既にローンなどを利用いたしました海外旅行とかあるいはゴルフ会員権、そういう購入などが行われております。この役務の関係を積み残したまま、こういう問題を残したままこの割賦販売法が改正されるということになりますと、基本的にこの問題は割賦販売法の解決にはならない、このように私は理解するわけでありませう。例えばゴルフの会員権は、会員が千八百名だなんて言われていて、実は三千三百名いたとか、そういうスタートがとれないとか、いろんな、がたがたしているわけですね。そういう具体例も実はあります。

そこで、きのうも外国の例が随分引かれたわけでありませうけれども、きょう私はアメリカの例とイギリスの例を調べてまいりました。アメリカでも消費者信用保護法というものがございまして、一九七三年に改正をされました。このとき、この百七十条でありますけれども、要約でありますけれども、買主が売主との間に取引に関する紛争につき納得のできる解決を得るための努力を誠実に付したと、取引金額が五十ドルを超えていること等の条件を満たした場合、買主であるカード保有者は売主に對して抗弁をもつてカード会社に対抗し得る、こういう法律があります。これは五十ドルですから、きのうのドルの値段が二百二十五円でありまして、大体一万一千二百五十円以上、こういうことですね。アメリカは抗弁できます、役務についても、イギリスについては、七十五条でありますけれども、

ども、これは消費者信用法というのがございまして、一九七四年に制定をされております。これによりまして、信用供与者が売主との取引決めに基いて買主主に信用供与する場合、買主は売主に對する抗弁（三十ポンド以下または一万ポンドを超える現金価格の商品に係るものは除く）をもつて信用供与者に対抗できる、このような抗弁権が認められております。これは全部サービスですね。イギリスの場合、三十ポンドといひますと、きのうの為替レートですと三百九十九円五十三銭ですから大体九千五百八十六円、そしてまたそれ以上、一万ポンドですと三百九十九万円以上、以下とそれ以上はこれは認められせんやということはありますけれども、非常にこれはイギリスもアメリカもこの役務に対しては前向きであります。

くどうでありますけれども、外国の立法例で役務がびしと取り入れていられるわけでありませうから、私は、我が国でもこの立法措置といふのは、その難しい問題ではない、このように思ひますが、どうでしょう。

○小長政府委員 確かに、先生御指摘のように、英米法におきまして役務を含む販売信用が対象になつておるといふことは御指摘のとおりでございませう。ただ、幾つかの事例を先生も御引用されながらお話をいただいたわけですが、私どもも調べたところでも、役務についてはかなり複雑な要素があるわけでありまして、例えば取引の態様が複雑な役務といふことで、その提供の媒介、取り次ぎ及び代理を行う業者が複雑に介入をしておるといふやうな役務といひましては、旅行業であるとかスポーツクラブといふやうなものがあつたわけでありませう、それから対価の概念が非常に不明確な役務といふこと、具体的にはその対価の中に預託金を含めるののか悪いのかといふやうなところとか、あるいはその場合の割賦手数料率をどのやうに算定するのかといふやうなことで非常に困難に直面をいたしますのが、ゴルフ会員権であるとかあるいはレジャークラブの会

員権といったやうなものもあるわけでありませうし、それからさらに提供の時期の概念が不明確な役務といひまして、これは業規制の体系をとる前払いになるのか、あるいは行為規制のみの対象になります後払いになるのかといふことで、その区別をすることが大変重要なわけでありませうが、その区別が困難であるといふ役務も幾つか存在するわけでありまして、例えば塾であるとか総合美容であるとかあるいはゴルフ会員権といふやうなものがこれに該当するわけでありませう。

それから、その提供内容に問題がある役務といひまして、ゴルフ会員権、これは会員権を発行したがまだオープンしてないといふやうな問題がある場合とか、あるいは総合美容といふことで例えば脱毛を行つたが効果がなかりか痛みがひどいといふやうな場合どうするのかがいふやうな問題もあるわけでありまして、このやうに非常に複雑多岐にわたる役務に對してどういふ形の規制をやつていくのが適当かといふことで、はたと法律的な問題に直面をしたわけでありませう。我々といひましては、こういう複雑な役務を割賦販売法の対象といふことだけで規制するのには逆に変な問題のある要素もあるやうではないか、したがひて、むしろこの際、割賦販売法の対象とすることは見送りまして、さらにその役務の実態を詳細に調査いたしまして、それに対応した規制のあり方といふのを具体的に詰めていくべきではないかといふ結論に達したわけでありませう。英米法の実態につきましてもさらに並行して十分検討し、参考にしてまいりたいといふやうに考えておる次第でございませう。

○長田委員 役務につきましても、今御答弁があらましたとおり、私は難しい問題は多々あると思ひます。しかし、そういう問題が非常にあるので、今回はこの役務については除外いたしましたといふことは済まされたいんじゃないでしょうか。割賦販売審議会が昭和四十七年の答申でも既にこの問題を提起していますね。これは四十七年から、こゝしは五十九年でしょう、もう十二年も

ども、これは消費者信用法というのがございまして、一九七四年に制定をされております。これによりまして、信用供与者が売主との取引決めに基いて買主主に信用供与する場合、買主は売主に對する抗弁（三十ポンド以下または一万ポンドを超える現金価格の商品に係るものは除く）をもつて信用供与者に対抗できる、このような抗弁権が認められております。これは全部サービスですね。イギリスの場合、三十ポンドといひますと、きのうの為替レートですと三百九十九円五十三銭ですから大体九千五百八十六円、そしてまたそれ以上、一万ポンドですと三百九十九万円以上、以下とそれ以上はこれは認められせんやということはありますけれども、非常にこれはイギリスもアメリカもこの役務に対しては前向きであります。

くどうでありますけれども、外国の立法例で役務がびしと取り入れていられるわけでありませうから、私は、我が国でもこの立法措置といふのは、その難しい問題ではない、このように思ひますが、どうでしょう。

○小長政府委員 確かに、先生御指摘のように、英米法におきまして役務を含む販売信用が対象になつておるといふことは御指摘のとおりでございませう。ただ、幾つかの事例を先生も御引用されながらお話をいただいたわけですが、私どもも調べたところでも、役務についてはかなり複雑な要素があるわけでありまして、例えば取引の態様が複雑な役務といふことで、その提供の媒介、取り次ぎ及び代理を行う業者が複雑に介入をしておるといふやうな役務といひましては、旅行業であるとかスポーツクラブといふやうなものがあつたわけでありませう、それから対価の概念が非常に不明確な役務といふこと、具体的にはその対価の中に預託金を含めるののか悪いのかといふやうなところとか、あるいはその場合の割賦手数料率をどのやうに算定するのかといふやうなことで非常に困難に直面をいたしますのが、ゴルフ会員権であるとかあるいはレジャークラブの会

たつんです。そうなりますと、今小長局長は、これからまた検討しますなんて言っていますけれども、十二年たつて結論が出ない。これは未来永劫にもうだめだということなんですか。十二年というのは結構検討期間が長かつたんじゃないですか。そうすると、未来永劫に役務の問題は解決できないんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○小長政府委員 先ほどの答弁でも申し上げましたごとく、役務についての何らかの規制が必要であるということについては、私どもは産業構造審議会消費経済部会における議論等を通じて十分認識をしておるところでございます。したがって当面は見送りになったわけでございまして、今後の対応の中でできるだけ早く具体的な対策が詰まりますよう努力をしてみたいというふうな考えでおる次第でございます。

○長田委員 通産大臣、この役務の問題、私は重要な問題だと思いますので、これから検討、検討というの、四十七年に、もう十二年前に答申もされておまして、一体どうなんでしょう。これはもうそろそろ結論を出しませんと、私は時期を失うような感じがいたしますが、通産大臣の率直なひとつ意見を述べてみてください。

○小長本國務大臣 未来永劫と言っているわけではございませんし、また十二年もたつたのになぜこの間にできなかったかといふことも、逆に十二年たつたから社会の様相が余計複雑になつて役務のあり方というものがさらに検討を要するといふような事態になつたとも考えられるわけでございます。しかし、小長局長が再三答弁いたしておられますように、より一層実態の把握に努めて、どういう形でつて規制をしていくか、今後何らかの結論を得ると言っておるのでございますから、慎重の中にもなるべく早く結論を出すべきではないかと私は率直に思っています。

○長田委員 次は、抗弁の接続の対象となる金額の問題であります。これは第三十条の二第一項第二号あるいは第五項第二号のところにございす。購入者は「その書面を提出するよう努めなけ

ればならない。」これはまた後で触れます。そして、「第一項の支払分の支払であつて次に掲げるものについては、適用しない。」一 政令で定める金額に満たない支払総額に係るもの」ということは、政令によって金額を決めようということですね。この金額をどのくらいにするかと考えてみましょうか。

○小長政府委員 先生お話しのように、この政令の中身はまさに下限額を決めようという趣旨でございますが、この下限額を決めようという考え方は、業者側の事情と購入者の期待とを総合的に勘案する形で決めることになるわけでございまして、割賦購入あつせん業者はその抗弁について調査が必要になるわけでございまして、そうなりますと、少額な取引ということになりますと、いたずらに社会的コストが増大するということになりますので、ある程度すそ切りをしてほしいという要望が一方にあるわけでございまして、一方また、購入者の側から見ますと、やはり抗弁権の接続を期待するのは一定の金額以上の取引ということとを内心期待をしておられるのではないかとこのふうに思うわけでございまして、その両面を加味しながら具体的にどう決めていくかということになるわけでございまして。

そこで、私もいたしましては、これから政令を決めるまでの段階で実態をよく調査をいたしまして、トラブルの実例なんかも具体的に踏まえながら金額を確定してまいりたいと思っておりますが、まだ現段階ではどれくらいまでということを申し上げるまで詰まっていけないのが現状でございます。

○長田委員 本来不良品を買わされた消費者は、私はすべて救済されるべきだと考えます。そういう意味で、私は金額の下限というのは決めない方がいんじゃないかと考えますが、どうでしょう。

○小長政府委員 消費者だけの観点から見ますとそういう御所論もあるかと思うわけでございしますが、一方割賦購入あつせん業者の方の立場も考

えてみますと、抗弁についてかなり調査も必要である、そのためには経費もかかるということになりますと、余り少額のものに対象にして、全部が全部その調査の対象になつて社会的コストが増大をするということになりますと、かえつて流通秩序の円滑なる運行に支障を来す面もあるのではないかとこのことでもございまして、そういう意味からある程度下限額を決める、すそ切りをすることとは不可避と申しましようか、必要なのではないかというふうに私も私どもは考えておるわけでございす。

○長田委員 小長局長、これは金額を設定する場合、政令で定めるということでありますけれども、これは、国会が政府に対して白紙委任状を渡すみたいなものですね。そうでしょう。そういう点、金額がはつきりしませんが、国会審議をやっている意味合いというものがなくなつちゃうんじゃないでしょうか。大きな目玉です。ここらをおいまいにしておいて、政令にお任せくださいということじゃ、我々が審議していても、この目玉が外されて審議をおやりなさいと言つてもちよつと無理じゃありませんか。

○小長政府委員 今、長田先生御指摘の、消費者の意向を踏まえた御意見をよく頭に置きながら、これから実態の調査もした上で具体的に決めてまいりたいというふうに考えます。

○長田委員 これから実態調査をやるんですか。とても間に合いませんね、ことしぐらいいや。これから調査をやつてトラブルの金額の対象の範囲を決めるとか、そういうことでは、とてもじゃないけれどもこれは政令で定めるなんというのとは十年ぐらいかかるんじゃないですか。

○小長政府委員 これは新たに調査票を配つてどうのこうのということではございせん、幾つか消費者相談室等を通じて出てまいつております消費者トラブルの現状なんかから見まして判断をしていくわけでございまして、時日はそんな長期間を要する話ではないと思つております。

○長田委員 じゃ、ある程度目安はついているん

ですか、ついでないんですか。

○小長政府委員 この席で自信を持つてお答えするほど目安はついておりませんが、その時間はかかるなと思つております。

○長田委員 それじゃ、この一番問題でありますところの抗弁の接続、拒否を認めましよう、一番問題であります金額については下限を政令で決めますよということであつたのでは、この割賦販売法を審議する大きな柱が外れていると同じじゃありませんか。私たちはこれ以上審議できませんよ、こんなことを言われては。あとは任せなさい、金額は任せるとのことだつたんじゃない、国会無視も甚だしい。委員長、これじゃ審議できないよ、こんなことをはつきりしなくちや。

○小長政府委員 欧米の例で見ますと、大体下限額は一万円というの、具体的に判断をする場合の一つの参考材料ということになるかと思ひます。ただ、我が国の場合のトラブルの実態から見ると、その一万円というのが適当かどうかというのはいさう少く時間をいただいて決めたいと考えておるわけでございまして。

○長田委員 小長局長、例えば化粧品の場合は三千円とか五千円というのが多いんですよ。いいですか。一万円以下じゃ全然対象にならないじゃないですか。だから私は、金額なんか設定するのはやめなさいと言つてゐるんです。そういう点で、政令で定めるといふことは、ここらをしてかりしめんと、これは大問題になりますよ。幾ら法律をつくつたつて、抜け穴が幾らでもできてしまふ。もう一度答弁してください。

○小長政府委員 化粧品等につきましてその取引金額が一万円よりも少額であるという点は、私どもも承知はしております。ただ、先ほどもちよつと触れましたように、抗弁権の接続ということで割賦購入あつせん業者が具体的に調査をするわけでございまして、その調査のための社会的コストが非常に高くなるということになりますと、国民経済全体から見ましてマイナスになる点もあるわけでございまして、その辺の

あんばいをどの辺の金額で定めるかということがポイントだと思えますので、長田先生御指摘の点もよく踏まえまして、これから具体的に詰めてまいりたいと考える次第でございます。

○長田委員 そういう意味で、今回の法律というのは基本的には消費者保護なんです。私は下限の金額を決めるべきではないというふうに考えるんです。その意味で、ここで三十条の項目の「政令で定める金額に満たない支払総額」の場合には、これに抗弁が及びませんよということですね。そういうことなんです。金額の設定というものは事重大である、私はこのように考えておるわけでありまして、そういう意味では通産大臣、私は金額の制限というのは撤廃するべきだと思いますが、どうでしょうか。

○小此木国務大臣 これは、今金額がそのような形で撤廃すべきということになりますれば、いろいろなコストの面で、非常に大きいものも小さいものもお金がかかるということ、私はもう少し検討して考える余地のあることだと思えます。またそういうことがあるからこそ、もともと慎重に検討したいという通産省側の考え方も、やはり尊重していただかなければならないと思えます。

○長田委員 小長局長、もう一度伺いますが、例えば一万円と言っていましたね。(小長政府委員「英米法」と呼ぶ)一万円と言いましたね。私の聞いたところでは二万円から五万円なんという話がちねら聞かえておりますから、随分差があるなという感じがいたしております。ここである程度の金額は明示した方がいいんじゃないでしょうか。やはり委員会もそのくらいの重みを持たないと、後はお任せというようにことじや、私は委員会というのは余り意味がないという感じがする。

○小長政府委員 私が先ほど言及をさせていたいただきましたのは、英米法の場合に一万円ということでございますが、これはかなり前の時点における一万円ということでございますので、現状におい

て一万円というのが妥当なのかどうかということも含めて、先ほど長田先生の御指摘の事情もよく頭に置いた上で、具体的な金額はこれから詰めてまいりたいということでございます。よく御意見の存するところを頭に置きながら、具体的な政令の中で対応してまいりたいというふうに考える次第でございます。

○長田委員 私がこの金額にこだわると申しますのは、消費者がいろいろな形で被害を受ける——消費者に責任がないとは私は言いません。責任の一端はありますけれども、消費者保護を中心とした罰則販売法の一部改正ですから、その目玉を外したまま政令で任せくださいということでは、ちよつとまずいなという感じをしております。

委員長、この点でしようか、金額を設定するまで委員会をストップするとか、そのくらいしないといふと私たち次の質問に移れない。

○榎山委員長 長田委員に申し上げます。

後刻、理事会を開いてこの問題の処置を講じたいと思っておりますので、質問を続行してください。

○長田委員 次に、抗弁の方法でありますけれども、このところをさつき私ちよつと読みましたけれども、「その書面を提出するよう努めなければならぬ」とこれは訓示規定でありますから、これを出さなくてはならないといつてもペナルティはないようでありまして、この書面提出、通産省で出しているいろいろな指導要綱がありまして、「付録3 個別割賦購入あっせん契約の業界資料」これを出しておりますね。知つていてるでしょう。この項目を見ると、すごい書類ですね、これ。こういうものをお年寄りに書けなんて言つたつて、とてもじゃないけど眼鏡かけても読めないですよ。こういうたぐさんの項目のものを

出して、そうしなかつたならば抗弁できないなどという書類では、私はこれはまずいのではないかと申すのです。そういう意味で、私は三十条の中にありますところの書面提出の努力規定、これは削除すべきである、こう思いますが、どうでしょう。

うか。

○小長政府委員 この規定が入っております趣旨は、割賦購入あっせん業者というのが売買契約の直接の当事者ではないわけでございますから、購入者からの抗弁を受けた場合におきまして、その購入者と販売業者との間にどのような事由が生じておるのかというのを明確に知り得ない場合が多いものと想定されるわけでございます。このために、両当事者間での問題の解決が迅速かつ円滑に図られるようにするために、抗弁事由を記載した書面の提出に関する義務を購入者に課したということになっておるわけでございますので、一方において消費者保護、一方において取引秩序の安定ということを考えました場合に、訓示規定としての書面の提出というのは必要なのではないかというふうに私も考えております。

○長田委員 そうしますと、訓示規定ですから出さなくてもいいわけですか。出さなくても抗弁できますか。

○小長政府委員 書面を提出しなかつたからといって、司法手続におきますその購入者の抗弁の主張に何らの瑕疵が生ずるものではないというふうに考えております。

○長田委員 次に、我が党の改正案では、クーリングオフを四日から一週間にすべきであるというふうに提案をいたしております。これは、消費者保護を図るために重要な点であると私たちは考えております。現在、週休二日制は各企業で取り入れられて非常に普及しておりますし、この四日間では非常に不十分であるということも、消費者の皆さんからよく訴えられます。ヨーロッパあたり

の立法例を見てもいろいろと、フランスの訪問販売法、ベルギーの割賦販売法、西ドイツの割賦販売法、スウェーデンの個別訪問販売法、これはいずれも一週間、七日間あります。さらに、イギリスの消費者信用法は十四日間、あるいは西ドイツの通信教育法というものは、これも十四日間です。各外国の例を見てもいろいろと、大体一週間がその趨勢であろうと考えております。そういう

意味で、私は現在の四日間を三日延長して七日間にすべきであると思いますが、この点でしようか。

○小長政府委員 現行のクーリングオフの期間は、昭和四十七年の割賦販売法改正時におきます諸外国の例も勘案して定めたということで四日間ということになっておるわけでございますが、最近の事例につきましては、今、長田先生御指摘のよう

に七日の国がかなり多いようでございますし、国によつては十四日というのもあるようでございます。したがつて、四日間では短過ぎるという御指摘でございますけれども、この点に關しましては、私どももいたしましては今後の検討課題といたしまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○長田委員 次に、きょう私は、昭和五十八年九月の二十一日に判決が出ました松江簡易裁判所の判決例を実は持つてまいりました。これはどういう事件かと申しますと、昭和五十六年四月十五日に、ある消費者がある家具センターに参りまして、婚礼の家具四点セットを購入いたしました。代金九十万円で購入契約を結んだわけでありまして、そうしてその九十万円の代金に加えて、信販会社は取扱手数料二十四万三千円を加えて、合計百一十四万三千円を三十六回に分割して支払いたしました。そうして、これが七回まで払つたのです。二十万九千四百円。ところが、この販売会社がつぶれてしまひまして、四点セットが届かないままに依然として請求が来ておつたというところで、いよいよ訴訟を起こしたというものであります。

今回の改正案で私が危惧いたしておりますのは、販売会社が倒産等の理由によりまして商品等の購入契約が消滅した場合、クレジット契約も支払い停止が認められることになりました。しかし問題は、私は、支払い停止の抗弁のみに限定するのではなくて、信販会社は販売会社と連帯して原状回復義務というものを当然負わなければいけない

い、このように考えております。そうして、購入者が信販会社に対して、既に支払った既払い金、この場合は二十万九千四百円ですが、この返還請求が認められるということを当然この条文で明確化させるべきだと私は考えております。支払のストップはできるけれども、いわゆる既払い金の請求まで、この現状回復の条文がないのです。ね、今回の法改正では。そうなりますと、私は今回の改正が、具体的な判例を見てまいりますと、既払い金二十万九千四百円を被告は払えというふうな判決が出ておりますけれども、これに対しては、一步後退してしまふんじゃないかということを実は心配をいたしております。この点についてはどうでしょうか。

○小長政府委員 既払い金の返還請求というのは大変難しい問題でございます。先ほど先生の御指摘の裁判所の判例は、既払い金の返還請求を認めた唯一の判例ということでございまして、これが一般化しているわけではないことをまず申し上げたいと思っております。購入者はその販売業者に対して売買契約を解除することによりまして既払い金の返還請求を行うことができるわけですが、販売業者が倒産している場合などにおいては、このような請求権の実現は困難となるというのが現状なわけでございます。

しかし、これはいわゆる現状の自社割賦においても同じでございます。そういう場合に、あつせん業者への返還請求を認めるということになりますと、自社割賦に比べまして購入者をより有利な状況に置くということにもなるわけでございます。その点は妥当ではないかというふうな点に、あつせん業者が、ちなみにはアメリカ法でも既払い金の返還請求を認めてはいないようでございます。ただ、このような一応の考え方の整理というものは、現行私法の督促規定としてこの規定を置くに際しての考え方ということでございまして、個別事案ごとに裁判所が購入者にこのような返還請求を認めることを排除している

ものではないということを申し添えておきたいと思ひます。

○長田委員 そこらはちよつと問題が残っているようでありまして、次の機会にやりたいと思っております。

時間が参りましたので最後に御質問をいたしますが、マンスリークリア方式、つまり銀行系クレジットカードであります。これは購入代金を翌月か翌々月一括して支払う方式ですね。割賦方式ではないのでありますけれども、私は、これもクレジットという機能においても信販会社によりまして、この割賦購入にあつせん、これとそう形態は変わらないう、機能そのものから考えれば形態は変わらないう、このように考えております。

これも先ほど申し上げました二月七日の通産省のPR文書、これによりまして、消費者トラブルの事例をいたしまして、銀行系カード会社、つまりマンスリークリア方式によるものが示されておるわけですね。しかし今回これも脱着しちゃつております。この点はいかなる理由で脱着したのか、ひとつ私にわかるように説明してください。

○小長政府委員 マンスリークリアの方式の取引につきましましては、先生も御指摘のように消費者トラブルが現実にはほとんど起こつてないというのがまず挙げられるわけでございます。それから割賦取引の有する危険から購入者を保護することを目的としております割賦販売法になじまない面もあるということございまして、本規定を及ぼさないということにしたわけでございますが、確かに審議会の議論の中ではマンスリークリアの方式について具体的な考えたらどうかという意見があつたことは事実でございますが、これも私も法的に法技術論を詰めていく過程で割賦販売法の体系にはなじまないということでも外したというところになつておるわけでございます。

○長田委員 以上で終わります。

○堀岡委員 堀岡康夫君。

○堀岡委員 まず最初に通産大臣にお尋ねしたい

のでございますが、私、昨日参考人の方からいろいろ御意見を拝聴させていただいたわけでございますが、特に二名の消費者代表の方から、今回の法改正案については役務関連取引の問題を初め幾つかの不備を指摘されたわけでございますが、今後これらの不備を一日も早く是正する必要があります。通産大臣としては今後の取り組み姿勢についてはどういう方針でいかれるのか、御方針をお示し願いたい、かように考えておるわけでございます。

○小此木国務大臣 今回の法改正では、割賦販売をめぐる緊急の課題に対応いたしました。特に割賦の措置を講じたつもりでございます。特に割賦購入にあつせんを法の適用対象にしたこと、あるいは抗弁権の規定を新たに設けたことなどは大いに評価していただけるものと私は考えておるところでございます。

ただ、委員御指摘の役務の問題などにつきましては、そのような考え方、そのような説があることは私も十分承知しております。今後引き続き消費者保護という観点から万全を期するように諸般の検討を進めてまいりたいと思ひます。

○堀岡委員 次に、大蔵省当局にお尋ねしたいのでございますが、昭和五十九年の三月二十七日の大蔵省の金融問題研究会から出されております「我が国における消費者信用のあり方」と題する報告書の中にあるのを私見させていただきます。金

利が高過ぎることから生じているので、銀行が消費者信用市場に参加し、自由競争を促進すること、悪質なサラ金業者を追放できないものかと指摘されておるわけでございますが、このことは消費者の利益につながることでありますので、大蔵省当局の思い切った対策を望むものであります。当局の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○秋山説明員 お答えいたします。

金融問題研究会は銀行局長の私的研究会ということで、昨年の九月からこの消費者問題について

検討をいたしてきたわけですが、今御指摘がございましたように、先月の二十七日にレポートを一応取りまとめたいたしました。今委員の方から御指摘がございましたように、その報告書の中で、「金融機関自身による消費者への安定的かつ良質な資金の供給により、消費者信用市場を競争原理を通じて健全化していくことが不可欠である。」ということが書かれてございます。これはすなわち金融機関が消費者信用に積極的に取り組み、その拡充を図ることによりまして、消費者信用市場全体の健全化に寄与するのではないかとこの趣旨でございます。

我々一般的に考えまして、金融市場全般の問題がそうでございますけれども、消費者信用市場が一つの大きな市場として現在形成されてきておりますので、その金融市場の一つとしての市場の中でやはり良質な資金の供給が行われれば、結果としてその市場機能はいしは競争原理を通じて質の悪い資金供給が駆逐されていくであろうという一般的な考え方は持つておるわけでございます。したがって、金融機関による、これは相対的にでございますけれども、サラ金業者と比較すれば低利で良質な消費者信用の供給が積極化すれば、消費者信用市場全体が健全化に向かうのではないかと我々も考えております。

御承知のとおり、金融機関の直接消費者に対する信用自体は、アメリカなんかと比較いたしますと、我々金融機関に對しまして、消費者信用に直接積極的に乗り出すように指導しております。同時に資金業者に対して日常の行政あるいは検査を通じて、その健全化のための指導を行つておりますが、これが両方相まって消費者信用市場全体の健全化に役立つのではないかと我々も考えております。

○堀岡委員 本案をいろいろ検討している中に、これは通常の場合は国民の方から言われておったわけでございますが、いわゆる省庁行政、本件につきましては緊急に必要なのは大蔵省所管の貸付

信用、それと通産省所管の販売信用との整合性を図ることではないかと私は思っております。でございますが、消費者信用産業の市場規模が大きくなった今日、縦割り行政の弊害の影響から消費者に犠牲を強いることのないよう大蔵、通産両省はよく話し合っていくべきだと思います。またその場合に、この成長産業を健全に発展させるためにも無用な行政介入や規制を加えることのないように配慮すべきだと思っておりますが、大蔵省当局の御見解をお願いしたいと思います。

○秋山説明員 お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたように、貸付信用と販売信用で規制にいろいろとアンバランスがあることは事実でございます。金融問題研究会のレポートでもその辺が随所に指摘されておるわけでございますが、やはりこういうアンバランスがありますと、消費者信用市場全体の中で自由かつ公正な競争の確保がなかなか難しくなるのではないかと、それがひいては消費者信用を利用する消費者にとっても、いろいろな意味でニーズに合致しないとかあるいは規制が異なることによりましていろいろ不利益をこうむるといったことがあるわけでございます。

消費者信用にはいろいろな取引形態がございますし、また御承知のように参加する業者も多種多様にわたっております。これらについて、規制をしなければならぬという場合には、できるだけいろいろな形の取引形態あるいは参加するいろいろな業者に対して公平な取り扱いをする必要があるだろうと考えております。ただ、しかし一方で消費者信用市場における個々の取引形態はそれぞれ大変特徴もございまして歴史もございまして、したがって、規制を行う場合は、ただいま先生から御指摘がございましたように、無用な規制をむやみに持ち込むことはよろしくないだろうと考えております。

いずれにいたしましても、規制のあり方につきまして、あるいは消費者信用行政全体につきまして、我々といえども通産省初め関係省庁と

十分連絡を取り合いながら今後着実に検討してまいりたい、かように考えております。

○福岡委員 今の御説明によりまして、そういう事実はあるということをお認めになっておるわけでございしますが、こういう問題は十年くらい前からもう問題点として発生しておるわけでございします。なぜそれを前向きに対処していくつもりがないのか、今のお話ではそういう事実があることだけお認めになっておまして、その改善策は何ら示しておりません。この点についての御見解は何かでございますか。

○秋山説明員 ただいま御説明いたしましたように、消費者信用に関係いたしますいろいろな法律がございます。割賦販売法に關連いたしましては割賦販売法あるいは宅地建物取引業法、それから貸金行為に關連いたしまして貸金業法、それからいわゆる消費者信用を供与している金融機関に対してはもう消費者信用を供与している金融機関に對してはもうそのこと、銀行法ですとか相互銀行法ですとかそういう金融業法、さらには質屋営業法、さらに申し上げれば、消費者信用にとつて一つの大きな問題でございます金利の問題につきましても、利息制限法あるいは出資法あるいは臨時金利調整法といったような法律がございまして、これらの法律がいろいろな省庁にまたがっております。それぞれの省庁の行政とかあるいはそれぞれの法律もそれぞれ目的を持っておりまして、我々今回金融問題研究会でも御検討いただきまして、消費者信用市場そのものが一つの市場としてかなり大きなものに発展してきている、今後消費者にとりまして消費者信用自体がある意味で重要な意義を持つてくるという観点から、今回総合的な観点で検討してみた。今指摘のとおりそれぞれの法律による、それぞれの法律の目的に従ってその規制の違いがあることは事実でございます。我々としても研究会の中で総合立法といったようなものをつくるべきではないかという意見がたぐさん出たことは事実でございますので、今後よくレポートを検討いたしまして、関係省庁と

も協議いたしながら研究してまいりたい、かように考えております。

○福岡委員 ぜひともそうしていただきたいと思えます。本案につきましても、通産省当局と大蔵省当局とが十分対話と相互理解を持ちまして、この消費者行政の推進をやつていただくことをお願いいたします。

次に、経済企画庁にお尋ねいたすわけでございますが、クーリングオフ制度とかいろいろ権利がのたがひの法律案によって認められたとしても、肝心の消費者がその存在、そういうものがあることを知らないのでは全く絵にかいたもちになつてしまします。そこで経済企画庁にお願いしたいことは、新聞紙上でもたしか政府の名前で広告がいろいろ出ておりますが、これは本当に年に一回形式的にぽつと出るくらいのもので、またそれもほとんど目にとまりません。確かに政府の広告にも費用がかかると思いますが、また予算も厳しい折でございますが、せめて現在の倍のペースでも、また年に二回か三回でも、少しPRが足りないのではないかと思いますが、そういう形でひとつ予算の獲得に努めて、こういう問題についてはこういう権利がある、こういう場合にはこうだということをしていただける一般国民に知らしめていただく努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、現在情報化社会下では重要な機能を持つてゐるのは、テレビでのPR活動というのが非常に大きい役割を果たしておりますので、ぜひともテレビを通じてのPRも本案についての御協力を経済企画庁の方でお考え願いたいと思うわけでございしますが、この点につきまして経済企画庁の方の御意見をお伺いしたいと思います。

○及川政府委員 訪問販売や割賦販売に認められておりますクーリングオフ制度は、消費者の間の周知度を何回か調べておりますが、おおむね六割程度は承知しておるかと思います。ただその中で制度の中身まで詳しく知つてゐるのは一割程度というところで、周知度は御指摘のように必ずしも高

いとは思われません。消費者にいろいろな権利を与えても、権利の上に消費者が眠るようなことであつては消費者の利益が保護されませんので、御指摘のようにクーリングオフ制度やその他の問題について消費者向け啓発活動をさらに続けたいと思つておりますが、特に経済企画庁にいたしましては、国民生活センターあるいは全国各地に二百カ所余りの消費生活センターがあるわけですが、そこで一万回程度の消費者講習会を一年にやつておりますし、あるいはパンフレットやテレビ等の媒体も持つておりますし、各省と協力しながら、特に経済企画庁が消費者啓発面では中心になつて消費者啓発に努めてまいりたいと思つております。

○福岡委員 では、次に通産省当局にお尋ねいたしますが、内閣提出法案の第四十二条の四についてお尋ねいたすわけでございますが、この第一項には「割賦販売業者等及び信用情報機関は、信用情報を購入者の支払能力の調査以外の目的のために使用してはならない」と禁止規定を新設しております。この規定を効果あらしめる担保規定としての罰則規定は整備されておるのかどうか、いかがでございますでしょうか。

○小長政府委員 先生御指摘の四十二条の四の規定は、訓示規定ということでございまして、罰則担保ではございません。

○福岡委員 今の御返答によりまして、担保規定としての罰則規定はない。すると、全くの訓示規定と言われるわけでございしますが、法律上の単なる道徳的義務をうたつただけで個人のプライバシーの保護が保たれると通産省当局はお思いになつておられるのかどうか、いかがでございますでしょうか。

○小長政府委員 罰則担保ということで厳しく規制をいたしますと、私どもは、逆に信用情報の円滑な蓄積が妨げられることになりまして、ひいては法律の別の目的でございます多重債務者の発生を未然防止を図っていくことができなくなるおそれがあるのではないかとこのように考えておるわ

けでございします。

ただ、プライバシーの保護の問題につきましては、本省といたしましても、大変重大な問題として受けとめておるわけでございまして、改正法第四十二条の四の規定に基づきまして、業者が購入者の信用情報を信用情報機関に登録する際には、当該購入者の承諾を得るようすること、それからまた業者及び信用情報機関は、信用情報が関連のない第三者に漏れることのないよう、適切な管理を行うべきことなどを指導してまいりたいというふうな考えでおるわけでございします。

○福岡委員 今の局長の御答弁によりまして、あくまで指導だ、こういう形で、これは重大な問題なんです。昨日の参考人のお話によりまして、三者の信用情報機関が一本になる、こういう形で五月を目途にしてやるのだ、こういう形になるわけでございしますね。そういう形の一元化された信用情報機関によって、この国民のプライバシーの保護の問題が、一本で漏れた場合には全部わかつちやうということになります。特に経済的なまいろいろのその人の財産、信用状況その他が全部わかるわけでございしますが、これについて、なぜ通産省は罰則規定を設けなかったのか、円滑な運用という御答弁でございしますが、どちらに重点が、大事な問題があるか、私は第一義的には、国民のプライバシーの権利を守る、こういうことを第一義的に考えて進んでいく必要があるのじゃないかと思うわけでございします。

特に、御承知のように電気通信事業法等においては、電気通信の機密についてはやはり罰則規定を設けております。特にここ二、三年、国民の信用、プライバシーの問題というのは多々国会でも問題になっておるわけでございしますが、これに対して、なぜ罰則規定だけにどめ、これの保護を加えないのか、通産当局の姿勢を疑うものでございします。この点についての御見解をもう一度お願いしたいと思います。

○小長政府委員 先ほども申し上げたことでございますが、先生御指摘のように、信用情報の適正

な使用等につきまして、この罰則担保で厳しく規制をするということになりますと、やはり信用情報の円滑な蓄積が妨げられることになりまして、それはひいては、多重債務者の発生のもたら防止ということを図れなくなるおそれがあるのではないかと、この点に私どもは考えておるわけでございします。もちろん、プライバシーの保護の問題につきましても、私どもは重大な関心を持っており、わけでございまして、先ほど申しました二点の指導を通じて、当面の目的は達し得るのではないかと、この点に私どもは考えておるわけでございします。なお、ちなみに貸金業の規制等に関する法律もあるわけでございしますが、その中におきましては同様な罰則規定が設けられておるということでございます。

○福岡委員 意見としては不服でございしますが、次に進めてまいります。

割賦販売法の第三十一条についてお尋ねいたすわけでございしますが、現在、百貨店等大規模小売業者は割賦購入あつせん業者登録簿に登録を受けることができないと聞いておりますが、事実でしようか。

○小長政府委員 事実でございします。

○福岡委員 事実とすれば、多分、中小小売業者との間の無用の摩擦を生じないようにとの中小企業保護の観点からの配慮と私は思うわけでございしますが、しかし消費者サービスの観点からは、せめて自社のカードの取り扱いについて子会社、関連会社及びテナント等に対しては自社同様に割賦販売ができるよう配慮しても弊害がないのではないかと思ひますが、通産省当局の御見解はいかがでございしますか。

○小長政府委員 先生ただいま御指摘のように、割賦購入あつせんの登録制度等の運用につきましても、消費者信用の沿革とかあるいは中小クレジット団体等の保護等の観点も込めまして、御指摘のとおり幾つかの参入規制を行つておるのが現状でございします。

今後、今先生御指摘のような、多少それを緩め

たり、あるいは新しく参入を認めたりというような問題に関しましては、クレジット産業の今後の基本的な方向にかかわる問題ということでもあるわけでございします。割賦販売審議会の場等を活用することによりまして、具体的、個別的な事案も含めて検討を行つていく必要があるのではないかと、この点に私どもは考えておるわけでございします。

○福岡委員 実は私、いろいろ一般の消費者との接点を持ちますたびに一般の消費者の方が言われるわけでございしますが、買い物に行き、デパート、スーパーへ行くと、それから商店街でも買いたい、いろいろなところでいろいろこういう形の規制があるために非常に不便を感じておるのだ、もう時代は現金で物を買つたり売つたりするよりも、ほとんどが信用確認の上の商売の取引秩序にこの二、三年なつておるから、何とかこの問題については通産省もひとつ、二十年前の通達に基づくような形でおやりになつておると思ひますが、経済状況も現在変わつておるので、もうちょっとこれに対処する体制をとる必要があるのじゃないかというところを訴へられるわけでございします。この点について今後の通産省当局の御方針なり御見解をちょっとお示し願ひたい、かように考えております。

○小長政府委員 これからのクレジット社会の進展に対応いたしまして、先生御指摘のように、消費者サイドからそういう要望があることは、私どもも十分承知はしております。ただ、流通秩序の維持、中小企業者の保護という観点もあるわけでございまして、そういうものを総合勘案をいたしまして、これから具体的にどうしていくかという問題につきましても、私どもの割賦販売審議会の中の具体的な場でこういう問題を取り上げてまいりたいというふうな考えでおる次第でございします。

○福岡委員 これで質問を終わらせていただきます。

○梶山委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。木内良明君。

○木内委員 第三十条の四第三項、書面の提出の問題について聞きます。

先ほども長田委員の方からこの問題、質疑がございましたけれども、まず本法の本来の趣旨である消費者保護ということを考えますと、この第三項の規定というものは削除すべきである、このように、私は長田委員と同意見でございまして、まず主張をいたします。

なお、仮にこれが通つた場合の運用の問題、これは、手続あるいは消費者保護という点から考えれば、かなり重大な問題があるわけでございまして、この点について、短時間でありますけれどもお聞きをしたいと思ひます。

まず、産権審の答申の中では、この書面による手続の前の段階として、誠実な交渉が消費者と業者とで行われるべきである、しかる後に、この手続書面の提出が妥当である、こういうような趣旨の表現があるわけであります。成案としてでき上がった条文は、申し上げたような一面の提出を求められたときは、その書面を提出するよう努めなければならぬ。という罰則規定になつておる。

そこで、お聞きするわけでありますけれども、この手続の構成要件としての書面の提出が必要であるかどうか、この必要性の有無についての判断は、実は、業者によつて行われると聞いているわけであります。それが仮に事実だとすれば、これは大変な問題であります。したがつて、この点について、短時間で結構ですから、まず答弁をお願いいたします。

○小長政府委員 この条文を挿入いたしております趣旨は、先ほど長田委員にも答弁をさせていただきました。いたしたわけでございしますが、割賦購入あつせん業者は売買契約の直接の当事者ではないわけでございしますから、購入者からの拒否を受けた場合に、その購入者と販売業者との間にどのような事由が生じておるのかを明確に知り得ない場合が多いものと想定されるわけでございします。

〔委員長退席、渡辺（秀）委員長代理着席〕

したがって、当事者間での問題の解決が迅速かつ円滑に図られるように、抗弁事由を記載した書面の提出に関する義務を購入者に課したものであるというのが、この訓示規定の趣旨ということでございます。そういう意味では、業者の方に具体的な書面を求める立場というのがあるわけでございます。

ただ、先生御指摘の産構審の答申との関係でございますけれども、書面の提出というのは、基本的には産構審答申を踏まえたものでございまして、この書面には、販売店との交渉の経緯が記載されるのが妥当ではないかと私も考えておるわけでございます。

なお、申すまでもないことですが、書面の提出について、改正法案で規定をしておりますのは、当事者間での問題の迅速かつ円滑な解決のために特に重要と考えられるということによっておるわけでございます。

○木内委員 当事者間における手続の円滑化、簡素化ということでありましても、本来の立法の趣旨というものは、消費者保護に当然力点が置かれるべきでありまして、いわばあつせん業者における手続の円滑化のために、過重な負担を消費者に課することは断じて避けなければならないわけでありまして、したがって、運用の段階で、当委員会における審議の内容というものは、これは大変に意味を持つてくるものでありますから、まず答弁を一ついただきたいのは、あつせん業者が、この書類の提出が行われなかったことによつて、いわゆる抗弁の手続が成立しないというような判断は断じてできるものではない、義務化ではないわけでありまして、この点を一点確認したい。

御丁寧な答弁は結構です。一言で結構です。○小長政府委員 書面の提出は、行政法上の訓示規定ということにとどまっておるわけでございますから、この書面を提出しなかったからといって、司法手続におきます購入者の抗弁の主張に瑕疵が生ずるものではないと理解をしております。○木内委員 法律的に手続に支障はないということ

とでありましても、実際の運用に当たつて、例えば消費者が、本法のこのたびの改正案の詳しい事情について知悉をしていない場合が考えられるわけでありまして、あつせん業者が、実はこのように改正になっておりますから出してください、こういうようなことで消費者に言いますと、消費者はそういうものかというような、正確な法律知識を持たないまま、いわゆるあつせん業者主導型の対応をしなければいけないことが起こつてくればこれは問題でありますので、業者への、今申し上げた面の指導も徹底していただきたいし、この点についての明快な、一言で結構ですから、答弁を願いたい。

○小長政府委員 業者への指導の徹底を図るのは当然でございますし、先生御指摘の点も踏まえまして、関係消費者団体等を通じて、消費者に対する啓蒙活動にも力を入れてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○木内委員 次に、書面のあるべき姿について、先ほど長田委員も提示をされました「個品割賦購入あつせん契約の業界資料」というのがございます。この審議の中で、あるべき書面の姿というものは、必要最低限の記載事項にとどめて簡略化すべきであるということをお訴えしたいし、同時に、これまでこれに類する資料としてございます現物を見てみますと、これは消費者における煩雑な記入作業あるいはまた心理的に相当なプレッシャーのかかる実態になっておりますから、これはぜひとも改めなければいかぬ。例えば見本、カタログ等と現物との相違しているところについての記述項目というのがあるのです、これまで使われていたもの。わずかに四ミリか、四ミリ半ぐらいの幅で、目測ですけれども、十二、三センチの間に、こんなわずかの帯の状態の中に、相違しているところを簡潔書きに書いてくれ、書けるわけがないじゃないですか、こういうようなものが書面として考えられているなら、大問題です。また、ると数十項目にわたつて記入しなければ

ば、資料として成立し得ないということになっていくわけですね。そうして、聞いてみると、作成は社団法人全国信販協会、指導は通商産業省産業政策局消費経済課が指導している。それは通産省のお役人の皆さんみたいに、優秀な方ばかりならいいですよ。可能ですか。実際に、こういう資料の中に、記述式のことを米粒に書くような字で簡潔書きにするのですか。

書面の形態の問題を聞きます。あえて記述式は避けて、マル・バツ式、選択式、それも項目については、購入者、販売業者、買った日時、商品名、あと状態については大きな字でわかりやすくマル・バツ選択にすべきである、これを明確に答弁してください。また同じようなものが出てしまつたら、それこそその書けないお年寄りあるいは忙しい中で書く作業のための時間もないような人は、結局作業が面倒だからというので、抗弁の手続が、成立要件としてのものがなければ成立しないのだから、面倒くさいからやめてしまおうじゃないか、抗弁の接続の手続を忌避する結果になつてしまふ、これは大事な問題ですよ。

○小長政府委員 先生御指摘の点に關しましては、書面については一定の書式を定めて、関連業界を指導することにしてまいりたいと思ひますし、消費者に対する啓蒙も充実をしてみたいと考えております。

○木内委員 この書面のひな形はどこでつくられますか。

○小長政府委員 ひな形は、その取引に熟知をしております信販協会で作成することになると思ひますが、記載例にもございますように、消費経済課の指導といたしますか、その入る余地は十分あるわけでございますので、御指摘の点も踏まえまして、私ども、十分指導をしてみたいと思ひます。

○木内委員 今の御答弁ですと、どうしても業界主導の書面になりがちな危惧を抱かざるを得ないわけでありまして、指導される余地があるどころか、指導しなければならぬ立場の通産省でございますし、これはぜひお約束願ひたい、指導する前の段階で、私どももその書面の準備作業の段階でぜひ拝見したいので、見せていただけるように、委員長を通じてひとつお願いいたします。

○小長政府委員 その点まで御関心を持っていたいておりますことにつきまして、大変敬意を表したいと思ひます。

私どももいたしましては、最善の努力をして先生の御要望に沿ひたいと思ひます。

○木内委員 実行方をお願いいたします。ぜひ拝見したい。

それから、この書面の消費者、購入者の入手方法です。抗弁接続の手続をしたいと発意を消費者がした場合に、どのようなルートで手に入りま

か。

○小長政府委員 抗弁書面用紙につきましては、購入者が容易に入手できるよう、関連業界を指導してまいりたいと思ひます。例えば具体的には、信販会社の本支店とか、あるいは全国信販協会などの業界団体や国及び地方公共団体の消費者相談窓口等に書面を備えておくことにしたいと思ひますし、それから、販売店で請求すれば入手できるような体制をつくるというようなことも考えまして、そういうことを念頭に置いた上で、関連業界を指導してまいりたいと考えております。

いは相談室、センターだ何だかんだと言いますけれども、実際に売り主のところに電話を入れる、抗弁接続の手続をこれからあつせん業者にするから書類を送ってくれと。用意したがない、送らたがないのが販売業者。きのうも木島参考人のところからそういう御意見がありましたね。産構審の答申にあつたのだけれども、訓示規定とはいへ、こういう形になつてしまつて非常に困惑している、きのう木島参考人はこう言つていました。いいですか。木島さんのようなお立場の方が困惑しているところに加えて、局長が今いみじくも言われたけれども、販売業者のところにこれを置いて、そして消費者から話があつたときに、すぐ送ります、私はぜひそうあるべきであると思うし、置くことを義務づけられますか。

○小長政府委員 販売店を通じて入手できる体制ということ、私ども、具体的に考えてまいりたいと思ひます。

○木内委員 それについては、消費者が販売業者にクレームをつけた、その段階で、例えば納得できない電話連絡の内容であつた、販売業者にその抗弁接続の手続のための書面を送つてくれと言へば、送るような行政指導が行われますね。

○小長政府委員 関連業界の指導を通じて、販売店で請求すれば入手できるような体制をつくるということを指導してまいりたいと思ひます。

○木内委員 何ですか、今のは、関連業界を通じて……

○小長政府委員 いや、個別販売店に具体的に指導するというのではなくて、その関連の販売業界を通じてそういうことができる体制を用意していききたいということでございます。

○木内委員 確認ですけれども、関連業界を通じて云々というのは、消費者がやることじゃないですね、直接に販売業者でいいのです。そういうことですね。

それから、私が心配しておりましたのは、この手続の前段階での誠実な交渉という産構審の答申があつたものですから、確認のために聞いたわけ

ですけれども、一回の電話でこの書面の送付を消費者は要求できるという、そういう答弁であつたように受けとめておりますので、この点の確認をして私の質問を終わります。——局長、考えることはないですよ、そういうふうにはつきり言つたじゃないですか。

○小長政府委員 おつしやいますように、販売店で請求すれば入手できるような体制をつくるべく関係業界を指導してまいりたいと思ひます。

○木内委員 最後にしようと思ひましたけれども、答弁になっていないですよ。電話でクレームをつけたら、送ってくださいと言つて送らせるのでしよう。そういうふうには受けとめていいのですね。

○小長政府委員 抗弁書面の用紙につきましては、先生のおつしやつたように、そういう電話な何なり手段を通じて要求があれば、販売店を通じて入手できるような体制を考えてまいりたいと思ひます。

○木内委員 時間が参りましたので以上にしませう。

○堀山委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後一時七分開議

○堀山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。宮田早苗君。

○宮田委員 割賦販売法の目的は、法第一条にもありますとおり、取引の公正化と購入者の利益を保護するとともに、商品の流通を円滑にして、割賦を行ひます中小事業者の事業の安定と振興にあると思ひます。今回の改正が、近年の割賦関連取引の多様化と拡大によつてそのトラブルが増大を、かつ多様化していることから、一層の消費者保護を図らんとし提議されていることは時宜に適したものであると見ては賛成するところでありませう。

そこで、まず第一にお聞きいたしますのは、今回の割賦法の改正だけでなしに、消費者取引に適用されます他の法律並びにその運用に関しまして、さらに一層消費者保護を徹底して追求すべきところをごいひますが、通産大臣の決意のほどをまずお伺ひいたします。

○小此木國務大臣 通商産業省といたしましては、従来からも消費者保護の充実を図るために各般の施策を行つてきたところでございます。具体的には消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などに基きまして、製品の安全の確保あるいは品質表示の適正化を図るとともに、近年特に契約関連の消費者トラブルが増大しておりますところから、昨年の一月には海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律を施行しまして、また今回も割賦販売法の一部改正を提案しております次第でございます。今後とも訪問販売取引の適正化について検討を始めることとしており、消費者保護の一層の徹底を図るべく施策の充実に努めてまいれる所存でございます。

○宮田委員 次に、最近の新聞報道にもございませうように、割賦販売を悪用した悪質な販売業者の存在が明らかになっております。例えば、今までの質問者の中もおつしやつた方がございませうが、四月九日あるいは四月十三日の東京新聞が報道いたしましたコピー出版の例のように、大量の

信販契約書を偽造して実体のない取引をもつて支払いを受けていたというもので、さらには三月十四日の読売新聞が報道しております教材販売の創文の例のように、倒産によつて契約が履行されなくなった例など、私文書偽造、詐欺の疑いが強いものすら起きております。しかも、これらは氷山の一角とも見られております。こうした事実に対して、監督官庁でございませう通産省は信販会社に対しましてどのような指導をしようとしておられるのか、その辺をお伺ひいたします。

○小長政府委員 ただいま先生御指摘のコピー出版等の具体的な事案につきましては、通産省といたしましても実態調査中でございます。信販業者に対しましては、従来からも商品の供給等を円滑に行ふことのできない販売業者あるいは倒産のおそれのある販売業者を加盟店としないよう指導を行つてきたところでございませうが、今後とも、先ほどのような事例にもかんがみまして加盟店に対する審査、指導を充実させるとともに、いやくも加盟店の悪質な商法に加担することのないよう、厳重に信販会社を指導してまいれる所存でございます。

○宮田委員 このようなトラブルは、割賦関連取引に起因することとあわせて訪問販売に関するトラブルとも言えるものでございませうが、この訪問販売法によりまして消費者保護規定を今回の割賦法改正の趣旨のつとめて強化する必要があるのか、そのために訪問販売法の見直しなどを検討すべきであると考えますが、その辺についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○小長政府委員 割賦販売の適正化と並びまして訪問販売の適正化が重要なことは先生御指摘のとおりでございます。本件につきましては、クーリングオフの期間の見直しなどが既に一部から指摘をされておるところでもございませうので、今後産業構造審議会消費経済部会等の場におきまして具体的に検討を行う予定でございます。

○宮田委員 このような悪質な販売業者の詐欺あるいは詐欺まがいの押しつけ販売が可能となりま

す背景には、信販業者の過当競争によって過剰与信を安易に行っているということにもその要因があるのではないかと考えるわけですが、その点についての見解はどうですか。

○小長政府委員 悪質な販売業者の出現の背景には、ただいま先生の御指摘のような点があるわけでございます。したがって、その加盟店に対

する厳格な審査、指導を行うよう信販業界を指導していきますとともに、改正法案第四十二条の三の規定に基づきまして、適正な与信が行われるよう指導してまいりたいと考えておるわけでございます。

なお、今回の法改正によりまして、抗弁権の接続というものが実現されることになりますと、信販業者の販売業者への監督も従来よりより一層厳重になるのではないかとということでもございますので、御指摘のような事態も改善されるのではないかと私どもは期待しておるわけでございます。

○富田委員　今回の割賦販売法の改正を初めとい
たします商取引の公正化と、購入者保護を目的と
するさまざまな法律の趣旨を生かすためには、悪
質な消費者に対する対策、そして一般の善意の消
費者に対する保護施策、これを明確に区分をし
て、悪質の賦払い者の負債が回り回って善良な債
務者の負担増となることを防止して消費者保護を
図るべきと考えておりますが、この点についての
通産省の御見解を聞きます。

○小長政府委員 全体的な感じといたしましては、一部に存在し得る悪質な消費者への対策を考える余りに、大多数の善良な消費者の保護がおろそかになってはならないというのが基本的な考え方であるわけであります。今回の法改正もこのような基本的な考え方から立案をしたものでございます。ただし、消費者も権利の乱用があつてはならないことはもちろんでございますので、行政といたしましても、そのようなことがないよう指導を行つてまいりたいと考えております。

○宮田委員 同様に、今回の改正は消費者保護を貫徹することによって商取引の拡大、商品流通の

円滑化を図り、さらには国民経済の発展を推進することにあらわけてございますが、そのために、も販売業界、とりわけ中小商業者の体質改善、安定振興を図る施策が特に重要であると考えますが、この点についての見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○小長政府委員 今回の法改正が実現をいたしますと、割賦関連業界の基本的な法制が整備をされることになるわけですから、今後の業界の発展に貢献することになるものと期待をしておるわけでございます。

また、その御指摘の点でございますけれども、昨年七月の消費者信用産業懇談会の報告にもございますように、産業の機械化、システム化の推進、信用情報機関の整備、経理基準の標準化等の課題を解決することが必要でございますので、当省といたしまして、今後ともそのための指導を行つてまいらる所存でございます。

それから、特に中小クレジツト団体につきましては従来からの金融面の助成措置に加えて今後の情報化の進展の中でその発展の方策を検討すべく、五十九年度においても所要の調査研究を行うこととしておりますし、今後とも中小クレジツト団体の一層の振興に努めてまいらる所存でございます。

○宮田委員　そこで、現在割賦関連取引は爆発的とも言えるペースで増大しております。その形勢も多様化していると思いますが、増大の実情、多様化の実態のデータ、これはどうなっておるかということと、さらに、これから割賦関連取引は今後どのような伸びを見せるものと予測をなさっておりますか、その点をお聞きいたします。

○小長政府委員　割賦関連取引の取扱高でございますが、昭和四十八年の段階では約四兆四千億円であったわけであります。昭和五十七年におきましては約十三兆六千億円に達しております。急速にその規模が拡大をしておるわけでございます。中でも割賦購入あつせんが飛躍的な伸びを示しておるわけでございまして、昭和四十八年には

割賦関連取引全体の八%を占めるにすぎなかったわけでございますが、昭和五十七年には四一%を占めるに至っております。今回の法改正によりまして、基本的な法制あるいは信用情報機関の整備が進めば、割賦関連取引がより一層国民生活に浸透していくことになるのではないかと考えております。

今後の予測でございますが、具体的な数字ではなかなか申し上げにくい点があるわけでございますけれども、私どもは国民のニーズの動向等、またこれからの取引の多様化、消費者ニーズの進展等を考えますと、クレジット産業分野は飛躍的な拡大をしていくのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

○宮田委員 こうした割賦関連取引の増大に伴って、消費者の苦情相談もまた増大しておると思えます。通産省の消費者相談室、それから国民生活センターなどの受け付けた苦情とか相談の実態、さらには内容について把握しておいでになりますならば、御説明をしていただきたいと思います。

○小長政府委員 通産省の消費者相談室におきま

す相談件数で見てもまいりますと、契約関係のトラブルは、昭和五十三年度におきまして約千九百件であったわけでございますが、昭和五十七年度には約三千九百件と、倍増をしておるわけでございまして、これらのうちでも割賦関連取引にかかわるトラブルが大きな割合を示しておるわけでございます。このような動向は、国民生活センターが

行った調査結果からも認められるわけでございます。

○宮田委員　現在、トラブルが多くなってきたております。個品割賦購入あつせんについて、今回の改正によって措置を講ずることとしたことは適切な措置と思いますが、その内容についてあらかじめ明確にしていた方がいいと思います。

○小長政府委員　個品割賦購入あつせんにつきましては、現行法で自社割賦に適用されております条件の表示、書面の交付、クーリングオフ、契約の解除の制限等の購入者保護規定を同様に及ぼす

こととしておるわけでございます。さらに、特に近年におきましてトラブルの増加しておることに、かんがみまして、抗弁権をあつせん業者に接続するという抗弁権の接続の規定も設けたわけでございます。

○宮田委員 前払い式特定取引で指定されており
ます冠婚葬祭互助会等について、解約などをめぐ
つてトラブルが発生をして、通産省が指導を行
い、標準約款を定めるなどの適正化が図られてあ
ると聞いておるわけでございますけれども、この
実態はどういうことか、お知らせ願いたいと思
います。

○小長政府委員 互助会に関するトラブルといな
しましては、先生御指摘のように、解約の問題、
役務表示の適正化が行われておるかどうかという
ような点にトラブルが集中しておったわけでご
ざいまして、通産省といたしましては、約款の適
正化によつて対応することを第一義的に考えまし
て、昨年九月、割賦販売審議会から答申が出され

たところでございます。業界は、この答申を受けまして、解約の自由化、役務表示の適正化等を盛り込みました約款改正を行ひまして、今春から実施をされておるわけでございます。通産省といたしましては、今後ともこの約款の遵守状況等につきまして厳しく監視をいたしまして、そしてまた指導をしてまいる所存でございます。

○宮田委員 最近、役務関連取引について紛争がふえておるわけでございますが、今回の改正で対象に加えられるべきでない。どうして加えられなかったか、この辺もお伺いをいたします。

○小長政府委員 産業構造審議会の消費経済部会の検討段階では、役務を規制の対象に加えるべきではないかという答申がなされたことは先生御指

摘のとおりでございます。ただ、具体的に法律立案の段階で、法の対象に追加すべきかどうかというのを法律技術的な問題も含めて細かく検討したわけでございますが、結論的には、役務は規制の対象に今回はしないということに相なったわけでございます。

その理由をいたしましては、まず第一に、役務につきましてはさまざまな形態の取引が存在をしておりまして、しかもその実態を説明する必要がある存在をしておるということが第一点、第二点は、役務に関連した消費者トラブルは、支払い方法のあり方というよりも、むしろ提供される役務の内容に関連して発生している場合が多いという、その二つの点から見まして、今回の改正では見送りをし、引き続き実態を調査しながら、どのような規制を行うのが妥当なのかどうかということにつきまして産業構造審議会等の場で検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

ただ、役務に関連する消費者トラブルの中で、例えば教材と塾というように商品に役務が附帯するということのような取引があるわけでございますが、そういうものについてトラブルが多発している面もあるわけでございますが、そういう商品に付随した役務につきましては、今後、附帯役務を契約書面に明確に記載をさせるというようなことをやらせまして取引の明確化を図るとともに、業者に対しては取引の適正化のための指導を徹底してまいりておるわけでございます。

〔委員長退席、田原委員長代理着席〕

○宮田委員 消費者保護の徹底を図る観点から、購入意思が不安定なまま契約の申し込みまたは契約をしてしまった購入者等の救済の充実を図るため、クーリングオフが四日と、こうなっておりますが、今までの質問の中にもたびたび出ておるわけでございますが、延長すべきであるという意見です。局長の答弁を聞いておりますと、前向きに検討するという答弁をなさっておりますが、もう一歩踏み込んでお考えがありましたら聞かしていただきたいと思います。

○小長政府委員 先生御指摘のクーリングオフの期間でございますが、これは昭和四十七年の割賦販売法改正時点におきまして、その当時の諸外国の例も勘案をいたしまして四日というふうに決めておるわけでございます。

それで、四日間では短過ぎるという御指摘なわけでございますが、実は内部でも具体的な議論をしておる過程では、四日の最後の日が休日という場合には少なくともその翌日まで延ばすべきではないかというふうな議論とか、確かに昭和四十七年の諸外国の例から見ると四日というのが適切であったかもしれないけれども、最近の諸外国の実例を見てもいいまして、アメリカは確かに三日というところでございますが、その他の諸先進国の場合には大体七日になっておる、一部の国、西ドイツとかあるいはイギリスの場合には十四日になっておる例もあるというふうなこともございまして、最近の消費者の御要望も踏まえまして、もう少し長くすべきではないかという点も検討課題としてはあるわけでございます。私どももいたしましては、今後の課題といたしまして前向きに対処してまいりたいと考えております。

○宮田委員 運輸省の方、お見えですね。役務関連取引のうち旅行につきましては、割賦取引の場合においても割賦販売法によらず、旅行業法で定められておると聞いておるわけですが、取引の公正化並びに消費者保護、さらには苦情の解決など、内容はどのようになっているか、まずお伺いをいたします。

○小柳説明員 お答えいたします。

旅行業法は、旅行業者の業務の適正な運営を確保することなどにより、旅行取引の公正、消費者保護などを図ることを目的としております。一昨年、この観点から消費者保護の立場を大幅に取り入れた法改正をしたばかりでございます。

この目的を達成するため旅行業法及びこれに基づく標準旅行業約款では、次のような定めをしております。すなわち、旅行業者は契約締結時に取引条件について旅行者に説明しなければならぬこと、旅行業者は旅行者に対し、サービスの内容などを記載した書面を交付しなければならぬこと、旅行者の側から契約を解除できる場合を制限していること、取り消し料及び違約料の限度を明確に定めていること、旅行に関する消費者から

の苦情を処理するための旅行業協会制度を法律上設けていること、旅行業者が倒産しても旅行者の保護が図られるよう、営業保証金制度及び旅行業協会による弁済業務保証金制度を確立していることなどが挙げられるのでございます。これらによりまして、旅行取引一般について、取引の公正、消費者の保護の観点からの規定の整備がなされていると考えております。

なお、旅行役務にかかわる取引のうち、クレジット取引については見ますと、今後、旅行業務においてもクレジット取引が増大していくことが予想されますので、さらにきめ細かくクレジット取引に関する消費者保護対策を検討してまいりたいと思っております。

○宮田委員 ただいまの質問に関連するわけでありますが、クレジット取引がこれからますます増大をし、小まめに取引組まなければならぬとおっしゃっておりますが、これはひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

もう一つ、ついでというのはあれですけれども、産権審の答申では、役務も含めてひとつ検討しろというような答申がなされていたわけでございまして、旅行の関係で、皆さんの旅行業法の関係で見ますと、役務がほとんどじゃないか。ともいってございませうが、私も素人考えでは、この法律の中にとりいれるのはちょっと無理があるような気がするのですが、もし産権審の答申どおりひとつ検討ということになった場合に、どの辺に隘路といえますか問題があるかということについて、余り多くは必要ありませんが、基本的なことだけを言っていたら幸いだと思います。

○小柳説明員 割賦販売法は消費者保護の法律でございまして、旅行業法にも同様の消費者保護の規定があるわけでございます。

旅行業は、役務について消費者保護をしているというところでございますが、一つ、旅行業というものは、従来から取引の慣行というのが決まっております。クーリングオフというふうなものにつきましては、例えばホテルの部屋それから航空機の

座席、こういったものは、きょうの商品をあす売るといことができないわけでございます。商品につきましましては、きょう商品が売れなくてもあす売ることができるといことがございます。したがって、旅行者の方から直前にキャンセルをしようとするというふうなことがございまして、旅行業者の方は非常に困る立場に置かれるわけでございまして。相手方の宿泊施設あるいは輸送施設については違約金を払わないといけない、こういうことがございまして、ペナルティーなしで消費者の方はクーリングオフすることができるといことになりまして、その辺、旅行業者だけが損害をこうむるということになりますので、役務については、その辺が少し違ってくるのじやなかろうかと思っております。

以上でございます。

○宮田委員 運輸省のお方には大変忙しいところ、ありがたうございました。よろしくござい

次に、さきにも申し上げましたように、過剰と信が安易に行われることによりまして、多重債務者が増加しつつあります。こうした多重債務者は、割取、金融などもろもろの債務が重なっているのが通例でございまして、私がここで実例を持っている例だけを取り上げてみましても、ここにございまして、例えば年収三百二十四万円の人で三百五十万、これだけの負債がある、そして年収二百四十万の人で八百七十三万ある。信販会社だけでなしに、自社の関係もございまして、十社、二十社とずつと影響しておるわけでございます。

極端な例を挙げますと、これは余り極端過ぎるわけですが、六千七百九十万負債がある、こういう人もおるわけでございまして、このように年収などに比べて多額の信用供与がなされて、社会問題を引き起こすことになっておるわけでございまして、これは業界の過当競争が指摘できるとも思いますが、これもまたその結果、付随してほかの実例が出てくるわけであります。それは高額の欠陥商品について、紛争中であるにもかかわらず、督

促あるいは取り立てにかかっている例や、それだけならともかくとして、代金不払いの悪質者氏名の公表通知とか、あるいは訴訟提起予告通知など、ここに持つておられるわけでございますが、おどしに近いような取り立ても招いていると考えると、そこでございます。

そこで、お問い合わせいたしますのは、過剰と信を防止するためには、業界の自助努力もぜひ期待したいところでございますが、多重債務者を未然に防止する規定の整備、さらには具体的対応が必要であると考えますが、どのような措置を講じようとしておいでになるか、その点をお聞きいたします。

○小長政府委員 先生御指摘のように、割賦関連取引の分野でも、自己の返済能力を超えて支払い債務を負担いたしますいわゆる多重債務者の発生が問題になっておられるわけでございます。したがって、改正法案の四十二条の三でございまして、これは支払い能力を超える購入の防止に関する規定でございますが、この規定に基づきまして、クレジットカードの発行とかあるいは個々の取引の段階で、信用情報機関の利用等によりまして、過剰な与信が行われることのないよう、厳に業界及び関連企業を指導してまいりたいと考えております。

○宮田委員 本法の対象となります信用情報機関とはどのようなものがあるか、またその情報量、さらには利用実態はどうなっているか、この点もちょっと聞いておきます。

○小長政府委員 本文の対象となります信用情報機関とは、信用情報の収集並びに割賦販売業者等に対する信用情報の提供を業とする者でございます。したがって、具体的には社団法人日本割賦協会の信用情報交換所及び株式会社日本信用情報センターの二つの機関を想定しておられるわけでございます。

先生御質問の情報量、利用実態でございますが、まず、社団法人日本割賦協会信用情報交換所におきます情報量は、約千四百五十万件の情報量

を所有しておられるわけでございます。一月当たりの利用実態は約六十七万件ということになっております。それから、株式会社日本信用情報センターでございますが、これは情報量は約五百五十万件でございます。一月当たりの利用実態は約四十六万件ということになっております。

○宮田委員 ただいまおっしゃったように、想像以上にたくさんあるわけでございますが、どうしても過剰と信の防止を図るためには、信用情報機関の間での信用情報の相互利用を促進しなければ余り意味のないのではないかと申すのです。さらに一歩進めて、一層権威あります信用情報機関の統合あるいは新設なども必要であると考えているところですが、この辺についてのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○小長政府委員 実は昨年の七月の段階で、産業政策局長の私的諮問機関でございまして消費者信用産業懇談会は次のような報告をしておられるわけでございます。つまり、多重債務者の発生を未然に防ぐためには、与信の際に申込者の信用状況を十分に調査することが必要であり、そのためには既存の情報機関を統合する方向で整備を進めていくことが望ましいという趣旨の報告をしておられるわけでございます。

この報告を受けまして、通産省といたしましては、既存の機関でございまして、先ほど報告をさせていただきまして社団法人日本割賦協会及び株式会社日本信用情報センター並びに関連業界に対して、信用情報機関整備のための体制づくりを進めるよう要請を行ったところでございます。

この結果、上記二機関及び現在独自の情報機関を持たない社団法人全国信販協会が、販売信用分野における信用情報機関の整備統一を図ること、基本的には合意に達しておられるわけでございます。現在、その実現化に向けて具体的な話し合いが進められておる状況になっておられるわけでございます。

○宮田委員 過剰と信を未然に防止をして、支払い能力を超えて消費者信用取引を利用する消費者

に対しても、それが正常に戻らない限り、再び消費者信用は使えないというシステムを確立するためには、今お伺いいたしました個人信用情報のデータバンクといえますか、その構築が重要であろうと思ひまして、こういう点をぜひ推進をしていただきたいと思っております。

そうしてさらに突っ込んで言いますと、過剰と信を未然に防止するシステムの確立、個人信用情報のデータバンクの整備の上に立つて、不幸にして多重債務を抱えることになった消費者に対する対策として、債権の保全とかあるいは消費者に対する第三者によります指導というものを含んだ機能のありますシステム、こういうものを考えたかどうかと思うのでございますが、その辺はどういうお考えですか。

○小長政府委員 御指摘の点につきましては、関連企業にとりまして、またクレジット社会の信頼を確保するためにも、大変重要な必要事項ではないかと考えておられるわけでございまして、今後、諸外国の状況を調査をいたしまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○宮田委員 個人信用情報機構の拡充については、一方ではプライバシーの保護などの、自己の信用情報を提供することになる消費者の保護も重要と考えますが、信用情報の利用の適正化を図るためどのような措置を講じようとしておいでになるか、この点もひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○小長政府委員 割賦関連業者あるいは信用情報機関が、購入者の支払い能力に関する事項を漏らしたり、あるいは誤った情報に基づいて与信判断を行うというようなことのないように、改正法の第四十二条の四の規定に基づきまして、具体的な指導をしてまいる所存でございます。

○宮田委員 ただいま信用情報機関について四、五件質問申し上げて御答弁をしてもらったわけでございますが、消費者保護といひましても、この割賦販売法という形の中でクレジット購入というものが盛んになりますと、便利がいいわけ

でございますから、ついつい欲望の赴くままに買い過ぎるということですね。だから、買い過ぎて後であしまたたいたというふうなことになるかなという。

これは私どもの一つの例でございますが、ある大きな組合で共済制度なるものをつくっておられるわけでございます。そして、組合員の皆さんが奥さんと同伴で、こうこうで三百万あるいは八百万の借金をしてにっちもさっちもならぬから、この共済制度で貸してくれないか、そのかわり組合本部の生活指導には応じます、ぎりぎりの生活で結構でございますからと、こういうことで立ち直らせる例がたくさんございまして、そういう面から私はさつきからこういう質問をしておるわけでございます。私の希望を申し上げますと、消費者保護の一方の考え方としては、事前に防止するということが一番大切と考えておりますので、その辺を当局としてはひとつ十分に考慮していただきたいということでございますが、何か別なお考えがありましたら聞かせてください。

○小長政府委員 先生御指摘のとおりでございますが、これからクレジット社会がますます発展をしていくわけでございますから、その中におきます消費者行動の適正化というのは極めて重要な課題でございます。したがって、これから特に消費者教育につきまして、いわゆる学校教育の中で、そのクレジット社会における消費者の役割といたしまして消費者の位置づけ等につきまして、具体的な議論を重ねていくことが必要なのではないかというふうな考えをしております。

○宮田委員 本年三月、大蔵省の諮問に応じて金融問題研究会のレポートが出されましたが、内容には重要な問題提起もなされておると思ひます。特に、割賦取引に関連する内容として統一消費者信用法の提言もなされておられますが、これについて通産省としてどのように考えられておるか。また、その中で、金融機関によります消費者信用のあり方についても提起されております。例え

ば、銀行系カードの割賦販売自由化については、昭和五十二年の分野調整法附帯決議によつて、中小商業者の安定、保護のため認められていないわけですが、今後その方向を堅持するつもりがあるかどうか、その辺をお伺いいたします。

○小長政府委員 今回の法改正を御提案申し上げましたのは、割賦関連取引の急速な拡大に伴ひまして消費者トラブルが増大をしておる、特に割賦購入あつせんのように、消費者利益の保護のための法的手段がないものについてトラブルが拡大をしてゐる、それを一刻も早く是正し、対処していく必要があるということが、今回の改正案の趣旨ということになっておるわけでございます。

そこで、今先生御指摘の大蔵省サイドの研究會の報告でございますが、確かに統一消費者信用法なるものの提言がなされておるようでございます。また、そういうことを主張されておる有力な学者の先生もいらつしやるわけでございます。ただ、いづれにいたしましても、この消費者信用法の問題は将来の課題ということでございまして、私どもは大蔵省とも密接な連携をとりながら、これからの取引の実態を踏まえて具体的な対応を考えていきたいというふうに思つておるわけでございます。

それから、先生御指摘の銀行系クレジット会社についての割賦購入あつせんが認められるかどうかという問題でございますが、現在では認められてないわけでございまして、これは先生の御指摘のとおり、中小クレジット団体と既存業界の立場を配慮いたしまして、昭和五十二年の分野調整法制定時の附帯決議に基づいてとられた措置であるわけでございます。当省といたしましては、今後とも当該附帯決議を尊重いたしまして、銀行系クレジット会社の割賦購入あつせん事業への進出につきましましては、既存クレジット業界や中小クレジット団体と与える影響等への配慮を十分考えながら、慎重に対処してまいりたいと考えておるわけでございます。

○宮田委員 その辺は要望になると思いますが、

慎重に対処していただきたいと思ひます。

次に申し上げますのは、クレジット産業が今後発展していくためには、優良な資金調達が必要であると思ひます。これを円滑に行うため、通産省としてどのような方策を考えておられるか、この点もお聞きいたします。

○小長政府委員 昨年七月の消費者信用産業懇談會報告におきまして、今後クレジット産業が一層発展していくためには、優良な資金調達が不可欠の条件である旨を指摘しておるところでございます。そのための課題といたしまして、特に指摘されておりますのが、現在業界あるいは個別企業ごとにばらばらになっております経理基準の標準化という問題があるわけでございまして、現在割賦販売審議會の場で検討を進めておるところでございます。通産省といたしましては、その割賦販売審議會の審議結果を待ちまして、経理基準の標準化について指導を行つてまいりる所存でございます。

○宮田委員 割賦販売は、法の目的規定にありますとおり、取引の公正化によつて健全な発展が図られるわけですが、経済の発展に寄与するためには、これまで述べてまいりましたように、真の意味での消費者保護を図つて、多重債務者の発生を未然に防止をする対策が確立されることが必要であると思ひます。そのための諸対策の確立と実行をぜひ推進願ひたいと思ひます。

また、消費者教育の徹底なども重要であると思ひますが、この点についてはどのような措置を講じておられるか、お聞きいたします。

○小長政府委員 通産省といたしましては、従来からテレビ、ラジオ、パンフレット等を活用いたしまして、消費者教育の徹底に努めてまいつておるわけでございますが、今後ともそれらを充実をいたしまして、消費者の啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

また、消費者信用についての消費者啓蒙につきましては、学校教育の段階から積極的に取り組んでいくことが望ましいわけでございますので、関

係省庁にも働きかけをいたしまして、そういう方向を具体的に模索してまいりたいと考えております。

○宮田委員 最後でございますが、大臣もお見えになるわけでございますが、この割賦販売がたゞいまの質疑のとおり非常に範囲が広がつてまいりますし、また、そのことによつて逆にトラブルもふえるんじゃないかと思ひます。

そこで、まず当局の方にお伺ひいたしますのは、お客さんがお店に品物を買に行くときに、クレジットカードを持つていく人と、持つていかなくてそのまま電気製品を買つて、そこで店主によりまして月賦という方法がございまして、そうして初めてそこでカードをつくつてもらう、こういう面もあると思うわけでございます。恐らくその方が大きいんじゃないかと思ひます。そのときに商店主ないしはそこに勤めております人の何といひますか、宣伝いかにによつて消費者は全部動かされるということでございますから、肝心な教育はそこが一番大切じゃないかというふうに思ひますので、その辺は十分ひとつ当局といたしましては気をつけていただきたい。

その点の考え方を一つお聞きすると同時に、大臣、こういう状況でございますので、ますます消費者も複雑多岐になると思ひますので、よほど消費者教育については小まめにしなければならぬ。しかも、さきの質問者の中に出ておりましたように、この法律ができた場合に、趣旨の徹底ということが案外におろそかになっておるわけでござい

ますから、こういう法律ができ、クーリングオフも四日から五日になりましたよ、あるいは抗弁権の継続もこうなつておりますよという小まめな宣伝ということを十分にひとつやつていただきたい。これは要望でございますけれども、ひとつお願い申し上げたいということです。そういう面についてひとつ大臣の決意のほどを最後にお伺ひいたしまして、私の質問を終わります。

○小長政府委員 先生御指摘のように、消費者に直接接触をいたします販売店あるいは販売店の店

員が商品知識も十分知り、かつ割賦取引についての法律的な知識も持ちながら対応していくというのが極めて重要な課題であるわけでございます。そういう点につきましては、私どもは業界団体等を通じて、販売店指導を充実してまいりたいと思つておりますし、特に訪問販売の領域につきましては、具体的なセールスマンにつきま

しては、教育につきまして、私どもとしても力を入れておるところでございますし、また、これにつきましまして訪問販売員の登録制度というものを設けておりました、一定水準以上の販売員については登録をしておるといふようなこともやつておるわけでございまして、そういう施策を今後とも充実をしてまいりたいと考えておるわけでござい

ます。

○小此木国務大臣 消費者保護ということが一番大事な問題でございますが、そのためには販売する関連業界というものが秩序正しく安定的でなければなりません。そのためにこの割賦販売取引というものの健全な発展ということをどうしても心がけていかなければならず、その点で今回の法改正をお願いしたわけでございます。消費者のためによりよくこれを使用していただくために、その啓蒙のためにはその教育のために、通産省は大いに今後努力してまいりる所存でございます。

○宮田委員 終わります。

○田原委員長代理 横江金夫君。

○横江委員 これは定足数があるはずですが、委員長、若干私が見ますと、先の人々が非常に歯が抜けておるような感じがございまして、どうなんでしょう。進めさせてもらつてよろしゅうござい

ますか。

○田原委員長代理 目下担当理事に督促しておりますので……。

○横江委員 大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。今回の法改正のねらいは大きく分けて二つあるというふうに伺ひます。その一つは、この割賦販売法の体系を現実の割賦販売の形態変化に

合わせて是正をするのだということだと思いたす。もう一つは、今局長からも再三聞かしていただいていますように消費者保護の強化、このねらいが二つであるというふうに伺いますが、この二点の内容を具体的に、法の改正点のポイントにつきまして大臣からまずお答えいただきたいと思ひます。

○小此木国務大臣 今回の法改正の主要な事項は、まず割賦購入あつせんに対して現行法の購入者保護規定を適用したこととあります。次に、抗弁権の接続規定を追加したこととございします。さらに、多重債務者の発生防止等のための規定を追加したこととありまして、いま一つが、定義規定を改正して消耗品についても指定し得ることとしたこと及びリボルビング方式の取引についても法の対象となることを明確化したことなどであります。

○横江委員 趣旨説明で四点にわたりまして伺いました。今回の形態の変化に合わせるということでは、例えば自社割賦とかその他のローンの関係につきましても、今まで消費者保護の規定等が加つておりました。しかし、その保護がなかった総合とか個品の販売あつせんというものについて、今までは通達とか指導でカバーしておたわけでございしたけれども、これを今回、自社割賦と同じように法律で加ふせてきたのだ、これが一つであることはよく理解をするわけであります。また、かぶせなくてはならない理由として、いかに消費者の皆さん方の苦情が多かつたか、ここに大きな問題があるがゆえに法改正につながつてきたというふうに思ふわけであります。

そういう意味合いからまいりまして、特に消費者からの苦情が全国的に広がつてきておる、さきの質問者の方からも御指摘がありましたけれども、この苦情が最たる形であられるのは裁判の関係であると私は思ひます。裁判の關係等、簡易裁判所での金銭の支払いを求める訴訟事件の数字と、そのうちにおけるクレジットの訴訟事件の内容と数について五十三年から五十七年の御指

摘がございました。その数字たるや、例えば五十七年度の数字でいくならば、十一万四千という金銭請求に対して七万台という、簡易裁判所におけるこんなクレジットだけの訴訟事件は、これは普通じゃないと思ふのです。まさに異常だと思ふのです。

しかも、訴訟している方というのは、確かに消費者が払わないからといって企業が訴えている場合もあると思ひます。ところが、多くは消費者が裁判所の門をたたいて何とか助けられたいという数が増えらるるに多い。この最終的に七万二千二百六人の中で、助けてくれといつて裁判所へ駆け込んだ購入者の皆さん方の数がどれだけの数か、異常さとその実態について、まずお尋ねしていきたいと思ひます。

○小長政府委員 通産省の消費者相談室に参つております相談件数でチェックしてみますと、契約関係のトラブルは昭和五十三年度に約千九百件であつたものが昭和五十七年度には約三千九百件と倍増しておるわけでございまして、これらのうちでも割賦関連取引にかかわるトラブルが大きな割合を占めているわけでございします。このような動向は経済企画庁の国民生活センターが行つた調査結果からも認められるところでございします。

○横江委員 これは先ほどの答弁と全く同じ答弁であります。私の伺つてゐる話はそうじゃないのです。現実には七万何がしという異常な数字がある、駆け込んでゐる人の数字はどれだけの数字があるのかというのを掌握しているなら教えてください。また、倍になつたという、これは通産省の数字であります。全国的な数字について、もこれからお尋ねしようと思ふのでありますけれども、異常だということ、駆け込んだ数がどれだけあるのか。これから私は法改正の問題が出てきていふと思うのですが、この数字をまず教えていただきたいのです。

○小長政府委員 今先生御質問の数字につきましては、私も掌握しておりません。
○横江委員 十二年間にわたつて問題を研究して

おみえになりました。もちろん私は、それぞれの消費者センターを指示しながら苦情の集計をしておみえになることは承知をいたしております。そして通産省にもその苦情の窓口がありまして、よつてこういうような千九百件とか三千九百件の数字が出てきてゐることも承知いたしております。しかし、先ほどの議員の質問の中で裁判の判例等についても指摘がございました。その問題については承知をしてみたいですね。にもかかわらず、全体的なトータルについては、消費者保護の面からいふ場合に、その苦情が、このパーセンテージのシェアがどれだけのものかということがわかつていないというところは、私は実際に、消費者保護と言つと同時に、消費者の裁判所へ行かなければいけない苦しい立場というものを理解をしておみえになればなるような法体系が出てくると思ひます。例えば役務についてもそうなんです。これはジョイントの問題についてもそうなんです。こゝらあたりが、そういう消費者の悲しい実際の立場というものを知つてないといふことをいみじくも言われたわけでありますけれども、その上に立つて質問をしてまいりたいと思ふのです。

第一に、先ほどクレーシングオフの話で御指摘があつたときに、経済企画庁の方の御答弁としては、周知は六〇%徹底しているという話がありまして、しかしその中身は余り知られていないといふことで、六〇%のどれくらいが知られていないかといふことについての数字の説明はなかつたのです。

例えば割賦販売にいたしましても、いろいろな商売、取引等については、商いのスタートはまず訪問、あるいは取引を行う一番初めはその対面だと思ふのです。その対面の一歩大きな数は訪問販売。あるいはその他のキャッチャーセールというのですか、路上でつかまえて商売するとか通信販売、あるいはもちろん消費者が自分の意思で販売店へ行くという、これは自分の意思があるのです。しかし、多くはセールスマンが家庭を訪問してそこで商売が始まるというのが普通なんです。

そうしますと、その家庭で対応される奥さんにしても、その家庭の方はまさに突然の訪問であります。あるいは路上において話をされる場合も、キャッチャーセールにしても、突然の話でございしますから用意はしておりません。そういう用意をしていないときに商売が始まつて、もう嫌だという人もあるのです。あるいは上手に乗せられて、セールストークで乗せられて買入もあるのです。そういう中における一番のものは、何といつたつて書面の交付、一番初めの商行為のスタートは私にここだと思ふのです。今回このことについては全然触れられていないのです。

例えばこの商行為の書面の表示について私はお尋ねいたしたいと思ひますが、購入者が契約に当たつてどのような契約を結ぶことになるかを十分に理解できるように、契約内容について図で示すようなサービスをする、そういう購入者に理解をさせるような表示をするといふこと。先ほどは、別の意味から書式についてあるいは書類についての指摘がありましたが、商売のスタートのこの時点で消費者が理解できるように、そういう書面をまず考えなければいけないのではないかと。

書類がわかりやすい大きな条件というのは、私は何といひましても大きな字だと思ふのです。眼鏡をはめても見えないような、先ほどの六ミリで、米粒に書くような話では、これはわかりませんというおばあちゃんがあるかも知れない。今の食生活はいいと言つても、私のように眼鏡をはめなければ見えないのも随分あるのです。そういう中において字が小さい。しかも、字が小さい上に今使われているのは、書面の中が薄茶色とか紙に色を持たせて現実に読みにくいようにしている形というものがあつたと思ふのです。そういう意味合いから、わかりやすい書面、文字を大きくして色をつけない、こういう面から商売のスタートにおいて当然配慮しなければいけないはずでありますけれども、この辺についてはどうでありましよう。

○小長政府委員 現行法上、それぞれの法律にお

きまして、販売業者が契約を締結した場合には、消費者に対してその内容を記載した一定の書面を交付するよう義務づけておけることは御承知のとおりでございます。特にクーリングオフにつきましては、正確に識別できるように赤字で赤枠により記載する旨、また、書面記載の文字等につきましては八ポイント以上の活字を使用するようにというようなことを省令で定めて指導しておりますのでございます。特に今先生御指摘の点につきましては、消費者が契約の仕組み等を正確に理解できるように説明を加えていただくように、関係業界に対して要請しているところでございます。

また、当省といたしましては、今後とも関連法の運用や具体的な指導によりまして、契約の内容が消費者にとって理解しやすいものとなるよう努めていきたいと考えております。その際にも、用語についてもわかりやすいものにするのが重要ではないかと考えております。特に、昨日参考人の御意見の中にもそういう御趣旨の御発言もございましたので、そういう点を踏まえまして私どもは対応を考えてまいりたいと思っております。

○横江委員 私は今、クーリングオフの一つの例を答弁がありましたから挙げただけで、やはりそれはもちろんクーリングオフもそうです。抗弁権の問題もそうなんです。だから、そういう消費者に利益になることは、例えば今JISの話がございましたけれども、八とか九とかじゃなしに見出しだけ大きく——どうでしょう。こんなわけがあるでしょうか。「割賦販売契約約款」、今御指摘の四条の書面の表示を持ってきたんです。これは自動販売機なんです。こんな細かく「契約の趣旨および成立時期」から始まりまして、今話がありました「期限の利益を失う」あるいは「契約の解除」——そうして、よく書いてあると思うのですが「管轄裁判所」から、この契約に判を押しますと十七条で「公正証書の作成」までできてしまっているんですね。こんな公正証書の作成まで。一般の主婦

の方はこれで契約するんですから、今あなたはわかりやすいようにすると言ってみるのですけれども、今までやってきたのはここに一番初めのネックがあったと私は思うのです。これを見てください。これでわかるでしょうか。これで最終的にトラブルが起きると、あなたはこれに判を押したじやありませんかとなるのでしょうか。

かつらもそうなんです、まだこれは比較的わかりやすいけれども裏側だけなんです。これはどうでしょう、レダーインターナショナルP・C・Iクラブ会員権、これはもう全然わからぬです。だから言葉だけでつられて判を押すということですよ。これを見てわかって判を押すという人は少ないのですよ。この上に立つて考えてもらわなければいけないのですよ。通産省はこの上に立つて考えてないのです。だから中身が小さくとも一番表題は利益になることをばんと大きく出す、こういうことは明確にしなければだめだと私は思うのです。宣伝の効果をもう少し、そういういろいろなことをやられてはいますけれども、こういう書類についても考えなくてはいいなと私は思うのです。

また、こんなのはどうなんです。これは色がありますからコピーをとつてもうまく出ないのですよ。コピーの機械が悪いのじゃないのですよ。色がありますから出ないのですよ。色がついていないのは読みにくいですよ。だから今あなたが言われますように、これから理解をしやすいうにするのだという言葉だけでは、これが基盤にあるのですから、ベースにこれがありまして、そして理解しやすくしますと言われまして、なかなか申し上げましたように消費者の利益になる、例えば抗弁権の接続、ジョイントの問題にしまして、あるいはまた今のクーリングオフの問題にいたしまして、そういうものについてはしっかりと、頭に大きな活字でこうだということを示して、そして中身はどうせこれは読まないのですから、読んだってわからないのですから、言うこと

だけは改正点として考えなくてはいいないし、今回の法律の改正には出ておりませんけれども、こういうことについてはどういうお考えをお持ちか、みえになるのか、まず御答弁をいただきたいと思ひます。

○小長政府委員 今先生御指摘の点につきまして、これからの法運用の問題になるわけでございしますが、消費者にとって理解しやすいものとなるように努めていくことを基本といたしまして、具体的に考えてまいりたいと思っております。

相談の受け付け状況でありますけれども、何と云ったって多いのは、教材等々を含んだ雑貨関係が一番多いというように出ています。そして、一番の問題の役務についても、五十七年度につきましては、三番目に位する。例えば、五十七年度、全体で一万六千五百八十五件のうちの、雑貨は五千七百七十五件、その次が繊維でありまして、役務は二千三百六十九件、シェアにして一四・三%、しかも、伸び率からまいりますと、例えば雑貨については五千七百七十五件というものの伸び率は、昨年から比べて四百五十一件、ところが役務については、二千三百六十九件で、五百七十八件もふえているのです。もう傾向的には雑貨とあるいは繊維とか電気とかいう形ではなしに、役務にも集中してきているわけなんです。

私は、今苦情が非常に多いという観点からそのスタートの話を御指摘申し上げました。ここに東京都の消費者センターが出していますこの件数を覚えてまいりますと、ちよつと読ませてもらいます。が、「相談件数の推移」で五十七年の消費者相談受付件数は一万六千五百八十五件、開設以来最高だということです。そしてこの数字は前年に比べて一〇・一%増加している。そして増加の相談の内容たるも、訪問販売で取り扱った商品、とにかく訪問販売にかかわるものが一番多い、これがまず言われているのです。そしてその訪問販売の中身から細かく書いてありますけれども省略させていただきますが、その中で例えば一万六千五百八十五件が五十七年度でございますが、五十八年度にしても五%、若干伸びは緩んでいきますけれども一万七千四百九十九件も相談を東京都センターにしている。区市町村の約一万件を足しますと約二万七千件、五十七年度でございますと二万六千件、先ほど局長からお話がありました全国の国民生活センターでは五十七年度では二十三万何千がし、東京で約一割強の数字、この動向は東京の数字で全国的な数字を占うことができると思ひます。

そういう全国で二十三万何千がしと出ているのは氷山の一角なんだ。だから、実際にはこの五十倍とも百倍とも言われている。五十倍にしても一千万件のトラブルがあったということを示すと思うのです。これは大変な数字だと思ひますが、しかも、その中におきまして、中身の、部門別の

○小長政府委員 先生御指摘のように、役務自体に関するトラブル、商品とそれに附帯した役務に関するトラブルが増加傾向にあることは十分私どもも承知をしております。産業構造審議会の消費経済部会における議論等におきましても、そういう観点から役務について何らかの規制をすべきではないかという答申がされたこともまた事実でございます。その後、具体的な法律の立案作業に私どもも取りかかったわけでございますが、その過程におきまして、役務を割賦販売法の体系の中に取り入れていくことについては問題があるということで、見送りということに結論的にはなつたわけでございます。

私どもは、その役務に関連いたしますようなトラブルが増加傾向にあることは十分承知をして

おりますので、そういう役務についての規制のあり方は具体的にどうあるべきかという問題につきまして、当面まず役務の具体的な実態を調査をいたしまして、それを踏まえて規制のあり方を検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○横江委員 実態調査をしてから考えていきたいというお話、先ほども消産懸案あるいは産業構造審議会での話も出まして、そういう中でも必要だということと検討してきたのだ、特に今御指摘のようにトラブルが急増しているのは、この役務の関連あるいは役務オンリーの場合、これが相当のトラブルを急増させておる。ために商品と同じように規制の対象に加えるように、この二つの答申も、またその審議の過程においても強く求められてきたわけであります。

役務が含まれて初めて今回の法律は、一人前という言葉は悪いわけでありませうけれども、まあ評価される形だ。抗弁権のジョイントについては評価してはいますけれども、これが片一方の輪とするならば、もう一方の輪はこれではないか。片一方を忘れておる、そういう作業ではないかというふうにも言われておりますし、そして、そのことについては通産省、あなた自身もそういう言葉を使いながら、直前まで、両輪のごとくこれを実行するとして、そういう構えを見せてみえたのである。

今、実態調査をこれからするという話じゃないのですよ。あなた自身、通産省挙げて、そのことを承知してみえたのですよ。大臣のかわられる前かどうか知りませんよ。それが改正を提案されるその前になりましたら、突如として幻のごとく消えていくということはどういうことだということ、非常に信頼をする通産行政、アメリカからMITIと言われて大変怖がらされている通産行政ですね。貿易摩擦の一番の最たるものはMITIだ、あの知能にやられたのだといって随分言われている通産幹部の方が、直前まで実行するという

のが、幻のごとく消えてしまったその実態と、そして全面的に除外をしたその真相をもう少し具体的ににお聞かせをいただきたいと思うのです。

(田原委員長代理退席、委員長着席)
○小長政府委員 ただいま先生の御指摘のように、私どももいたしまして、何とかその役務についての規制がこの法律の中で具体的に取込みなにかということと努力したことがあることは事実でございますけれども、結論的に見送りになったことはまことに残念なことだと思っておるわけでございます。

ただ、先ほどもその実態調査という点を申し上げたわけでございますが、私どもは何年もかかって取引の実態調査をするということではございませんで、これは取引の内容はある程度わかっておりますわけでございますが、ただ、どういう形の規制をするのが適当かということについて、これはトラブルの内容から見まして、割賦販売法の対象としての規制ということではなくて、もっと別の形の規制というのがある得るのではないかと、そういう問題として出てきておるわけでございまして、そういう問題も含めまして規制のあり方をもう少し時間をかけて検討をしたいということでございます。

ちなみに、幾つかの例をちよつと具体的に申し上げさせていただきますが、例えば取引の態様が複雑な役務ということでございまして、それは具体的に、その提供の媒介であるとか取り次ぎだとか、あるいは代理を行う業者が介在をしておるために取引の態様が複雑な役務と、あるいはあるわけでございまして、これは例えば旅行であるとか、あるいはスポーツクラブなんというものが該当するわけでございまして、それから、対価概念というのが必ずしも明確でない役務というのがあるわけでございまして、これはゴルフ会員権であるとか、レジャークラブ会員権なんというのがこれに該当するわけでございしますが、いわゆる預託金というのが対価の中に入ること、それから、それからその場合の割

賦手数料率はどういうようにして算定するのかというようなことがまだ十分解明できてないポイントなわけでございまして。

それから、提供の時期の概念が不明確な役務と、あるいはあるわけでございまして、これは御承知のようにこの割賦販売法では業規制の体系をとります前払い式取引というのがあるわけでございまして、行為規制のみの後払いの規制をやっているわけでございまして、その辺の前払いなのか後払いなのかの区別が必ずしも役務によってまだ明確にされてないというのがあるわけでございまして、具体的にば懸案であるとかあるいは総合美容なんというのがこういう場合に該当するのではないかと、かと思っております。

これはほんの一例でございますけれども、そういうように幾つか役務の実態については私どもは掌握をしておるのでございまして、規制という観点から見ました場合に、どういう形の規制のあり方が適切かという問題につきまして、もう少し検討の時間が欲しいということでございます。

○横江委員 規制のあり方の問題だというお話、そして、細かく分けて言うならば、例えば役務が附帯する商品、全く役務だけの話、この分け方の中で議論をしてきたのだという御指摘だと思えます。例えば、その規制のあり方というのが、きのうからきょうにかけて、立法技術的にも問題があるのだ、今はその答えが生まれませんでしたけれども、そういう御答弁もありました。あるいは、今のようないくつかの問題についてというお話もありました。

実際に一番大きなネックになっているのは何だろうか。前の質問の方が言われましたように、外国でも役務を入れた規制をしているのですよ。外国でできて日本ではできないなんということ、これはあり得ないと思うのです。取引は、このようなクレジットにつきましてもほとんど外国から流れてきた、そういう形態であるとするならば、外国でできて日本ではできないなんということはあり得ないと思うのです。何か、できない理由というの

は、立法上のそういう技術の問題だと言われても、私どもは腑に落ちないと思う。そして、今のようないくつかの役務の附帯、そして役務オンリーの問題も含めての話からいっても、局長の言われる話が100%、だから規制が難しいのだということにもとりかえたいと思うのです。そうであるとするならば、何かほかの要因もあるのじゃないかという感じがするわけでありますけれども、そのほかの要因についてはここで触れようと思いません。

結局、消費者トラブルの結論は、現状からするならば、今できないということに遺憾だということなんです。この遺憾だという上に立つて、今度は、いつまでにこの役務を入れた規制をされるのか。今言われたような、役務オンリーの、そのことまで加えて話を進めていかれる場合に遠のくというならば、商品と役務との関連をした、そういう問題だけでも先に取り上げると、そういう形をとって、両方とも、すべてかぶせれば一番いいと思えますけれども、そういう面からいって、いつを目途に、そう遠い時期じゃない、未来永劫ではないということとは先ほどから伺っておりますけれども、また、大臣のお話からいって、十二年前と今の情勢は違ふから必要なんだということもそのとおりなんです。そういう意味からいって、いつまでにこれを法制化されようとするのか。もう審議会に諮問する必要があるのですね、出ていますから。いつまでにされようとしているのか、これはひとつ積極的な姿勢を、消費者の立場から遺憾ですから、明確にしてみたい。

○小長政府委員 私どももいたしましては、役務及び商品に関連いたしました役務に関するトラブルが急増している現状にかんがみまして、これの対策は早急に講ずる必要があるという点につきましては、先生の認識と全く同じでございます。ただ、具体的な規制のあり方ということになりますと、先ほど、運輸省からの答弁もあつたわけでございまして、例えば旅行業法的なものの中

で、旅行役務については完全に規制ができるということかもしれないし、あるいはそこでもまだ脱落があるかもしれないわけでございまして、そういう具体的な役務の内容につきまして、規制のあり方との関連でクロスチェックをやりまして、具体的な対応を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○横江委員 ちよつとくどいようですが、クロスチェックをしていつまでにやるのだということを僕は何回も聞いています。そのことだけではぐらかして、クロスチェックで終わってしまつては困るのですが、その辺、どうなんでしょうか。クロスチェックはわかりました。わかつたけれども、いつまでにということぐらいの目安、めどぐらいは出さなければいかぬじゃないですか。

○小長政府委員 何月何日までというお約束はできませんが、できるだけ急いでやりたいと思っております……(横江委員「例えば来年とか」と呼ぶ)そこまでも、ちよつと今ここで断言する自信はございませんが、誠心誠意前向きに対応してまいりたいと思ひます。

○横江委員 その間においては、答弁を伺つてみますと、附帯役務を契約の際に記載するように政令で指導していくのだ、こう御答弁もございましたが、これをもう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○小長政府委員 役務に関連する消費者トラブルといたしまして、例えば教材と塾といったような場合があるわけでございますが、こういう場合につきましては、附帯役務を明確に契約書面に記載をさせるというようにございまして、取引の明確化を図つてまいりたいと思つておるわけでございまして、また同時に、関係業界に対しまして、取引の適正化を指導するというところで、当面、対処してまいりたいと思つておるわけでございます。

○横江委員 抗弁権の書類の提出の中では、政令でもって、省令ですか、でもって、額を決める場合に一万円とか何万円というような少額の場合で

すね、これは政令で決める、政令で載っているわけですね、この附帯役務の場合は法律からおろされていくのですか。その辺は法律に書いてあるのでしょうか。それとも全然法律は受けないで、ただ政令だけでばんと出していくのですか。

○小長政府委員 取引条件に関しては四条にその書面交付の規定があるわけでございまして、その四条書面の中で附帯役務についての記載をさせるということでございます。

○横江委員 そうしますと、政令で書いてありますから、契約に記載しないでもいいということにはなりません。附帯役務を契約の中で明確にするということですが、契約に際して、業者が附帯役務の契約に記載をしなかつた場合に、どうなりますか。

○小長政府委員 指定商品に附帯した役務である限り、その書面の中ではつきり記載させるように指導してまいりたいと思つております。

○横江委員 私の言つてゐるのは、ようにじやなしに、されなかつた場合にどうなるのだということとを聞いてゐるのです。

○小長政府委員 四条の書面に記載されなかつた場合には、罰則の適用が起る場合もあると思ひます。

○横江委員 消費者保護のために、あくまでも消費者保護という法の建前からいって、そういう厳しい姿勢も強く求めていきたいと思ひます。

次に、私は、今回の目玉であります抗弁権についてお尋ねをいたしたいと思つてゐるのです。

抗弁権の問題等につきましては、もう多くの議論もあつたわけでありまして、書面の提出の問題等につきましても、随分議論もございました。私は、そこで、この抗弁権の接続の問題について、例えば、これまた、東京都の事例ではございませうけれども、クレジット個品の割賦購入あつせん契約トラブルの問題につきまして、実は随分調査をしてゐるわけなんです。私は、この東京都の消費者センターの関係等からひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。これはどうせお持ちでございませう

ようね。ちよつと見えませんがどうか。東京都消費者センター、これについてお尋ねいたしたいと思ひます。

去年の八月八日から九月七日の一カ月間で、個品割賦購入あつせん契約に関する相談について、相談者より次の事項を確認をした。どういふことを確認したかといふと、調査項目は、購入品名及び購入金額、手数料率、割賦購入金の支払い回数、信販会社名、信販会社からの確認の有無とその方法、そして、三者契約及び抗弁権の切斷に関する知識について。

今申し上げました、まさに抗弁権の問題の調査の中身をお尋ねをしていきたいと思ひますけれども、その中で、調査期間中の相談受付件数がこの一月間で千四百八十三件。先ほど数字を申し上げました一万六千五百八十五件、これは去年の全体でありましたが、そのうちの一月で千四百八十三件。そしてその中で、今問題になつております個品割賦購入あつせん契約に関する相談の件数はどれだけかといふと、二百二十八件、一五・四%の方が相談に来てみえるわけなんです。

そこでまず第一に、購入契約の金額の状況でありますけれども、訪問販売に係る商品は年々高額化をしており、このような商品を分割支払いであるからといって収入のあるなしにかかわらず、病弱者や未成年者に売りつけるなど販売方法にも問題が多いと思われる。購入契約の金額は、主に数万円から百万円を超えるものがある、分割支払いは十カ月から三十六カ月。ここで、二百二十八件のうちの例えば英語教材が八十六件、そして平均の支払金額が五十一万九千円、最高で八十三万八千円だそうなんです。教材から化粧品からずっとこの数字が実は出てゐるわけなんです。また、手数料の関係についても出ておるわけでありまして、手数料はそこそこ、はしよつとお尋ねをしたいわけでありまして。

この個品割賦購入あつせん契約に際して、信販会社からの確認の有無、その契約者、消費者にこゝういふ契約をしたかどうかという確認の有無につ

いて、二百二十八件のうちに回答を得たものが百三十二件、そのうちで確認があつたといふのは九十件なんです。しかもほとんど電話なんです。書面はたつた一通、ほとんど電話なんです。そして、なかつたのは四十二件なんです。百三十二件中九十件があり、四十二件がなかつた。そのパーセンテージでいいますと、六八・二%があつて、三一・八%の方がないわけなんです。こゝういふ実態がまず第一。

そしてもう一つは、クレジット契約について、クレジット契約の代金支払いを販売会社に行しないで信販会社にするということについて、知つていた人は四六・九%、半数以下なんです。いわゆる三者契約の知識がないわけなんです。また、抗弁権について、その知識があつたという人は、百三十三件中五件だけなんです。抗弁権の切斷の問題で――今は抗弁権の接続の問題ですが、この時点においては抗弁権のジョイントがありませんでしたから、その切斷について、いわゆる信販会社から請求される等々の関係についての知識があつたのはたつた五件だけなんです。百二十八件、九六・二%の方が知らないのです。判を押していますけれども、こゝういふ実態だということ、これは貴重な調査なんです。

この事実から見ても、まず、この実態というものをどのようにお考えになつてみえるのか、全国的にもこゝういふような御調査をされたものがあるならば、そういうものも含めてひとつ教えていただきたいと思つてゐるのです。

○小長政府委員 今、先生の東京都の具体的な事例の御報告を聞いておりました、全国的にも恐らく同じような傾向ではないかと私も推定をするわけでございまして。

その点で考えますのは、結局、幾ら消費者保護的な制度をつくつても、それがうまくワークしないとなつてゐるわけなんです。したがつて私どもは、今回の法改正を契機といたしまして、消費者に対する啓蒙活動、それから、ある場合における

消費者教育というものにつきまして、もともとと徹底的にやっていく必要があるのではないかと、このことを痛感しておる次第でございます。

○横江委員 まさに今の局長の御答弁のとおりだと思います。法律で保護するにしても、保護される側が周知徹底をされていらない、こうであるならば、この目玉も目玉でなくなってしまうと思うのです。

消費者教育、これは学校教育も含めて教育をされるということでございますが、ある程度工程をつくって、あるいは予定をつくっていかないかと、こんな状況ですから、これは追いつかないと私は思うのです。

だから、今から、そこらの抗弁権の接続、そのように保護されますよというのを周知徹底を図るための何かプログラムのものを——今のこの実態からいけば、当然、普通尋常の手段では周知徹底ができないということを御理解いただいたと思うのです。消費者教育を含めて、文部省の関係の学校教育からある程度のプログラムをつくった上で行動していかなければ徹底しないと思いますけれども、そのカリキュラムを含めまして形のそういう計画もしておみえになるのかどうかも含めて、具体的に事実を私は指摘したから、具体的な、ジョイントの周知徹底について、学校教育を含めた御答弁を……。この話は、大臣、いかがでしょうか。

○小長政府委員 先生御指摘の消費者教育の問題にしましては、諸外国の場合にはこれを具体的なカリキュラムの中に取り入れている例もあるようでございます。したがって私どもは、文部省初め関係省庁ともよく連絡をとりながら、具体的な対応を考えてまいりたいと思っております。それから消費者啓蒙の問題でございますが、乏しいながらも通産省関係でPR予算も持っております。テレビ、パンフレット等の手段を通じて、本法の改正の趣旨を消費者にも徹底できるように努力を続けてまいりたいと思っております次第でございます。

○横江委員 今申し上げました問題点の中から、販売会社のほかに第三者、信販会社が存在しているというところを知らない人が多かったわけでありますが、こういう関係等についての周知徹底をするということがまず第一。

そしてもう一つは、例えば販売会社と契約した、そのことが信販会社から連絡がある、その連絡も先ほど話をしたような非常に数が少ない、しかも電話で一言で確認をする程度だ。私は、電話じゃなしにやはり何か残るようなもので、そういうもので確認をしていくという、そのことでトラブルが減ってくると思うのです。そういう考え方はおありかどうか、これが一つ。まずこれだけ伺います。

○小長政府委員 購入者の契約意思を確認するために、書面という形を通じてやるのが適切ではないかという御指摘だと思っておりますが、確かにそれによつてよりはつきりする面というのはあるわけでございますけれども、逆に言いますと、簡便な手続で信用を享受し得る便宜性というの、これは消費者にとつて大変魅力のある信用供与の手段ということになるわけでございます。それが常に書面による確認を必要とするというふうなことになりますと、かえつて便宜性を損なう側面もあるのではないかとふうに考えまして、私どもは必ずしも書面による確認というのを絶対視すべきではないという考え方は持つておるわけでございます。

ただ、割賦購入あつせん契約なんかにおきまして具体的なトラブルが生じますゆえんは、販売業者と与信業者が異なつておるために、購入者にとつて複雑な取引形態となつておるわけでございます。その複雑さがトラブルの原因になつておるといふことでございます。したがって当省といつたしましては、今後とも業者が購入者と取引を行うに際しましては、購入者が当該取引の仕組みを正確に理解できるよう説明を行うよう、関係業界を指導してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○横江委員 ここできのう、うちの後藤先輩から、信販会社並びに販売店の加盟の関係について御質疑があつたわけですね。これは法の大きな盲点だというふうに思うのです。

これは今私が申し上げましたように、信販会社さえわからないという消費者がたくさんお見えになる。こういう上につけて、しかも、その信販会社と販売会社とが、加盟店に対しての契約というのが明確に消費者保護の立場からされてないという上からいまして、この辺の整理もはっきりとしていかなくちゃいけないのじゃないかという感じを持つのですが、この辺につきましても昨日の後藤先輩の質問と続いて、いま一度整理の問題も含めて御答弁を賜つていきたいと思つてます。

○小長政府委員 今度の改正法では、抗弁権の接続というところで消費者の保護規定が強化される形になるわけでございますが、その反射的效果といつたしまして、信販会社の加盟店に対するある種の審査というのは、より厳重にならざるを得ないという面はあるかと思つてございます。

信販会社と販売店との関係は、まさに商人同士の商取引ということになるわけでございます。その間の関係を法律的に規制をするのはいかにかと思つてございすけれども、今のような抗弁権接続の反射的效果として、信販会社の加盟店に対する審査の強化というような形を通じて、加盟店の選別というのがだんだん行われていく格好になり、それがまた、ひいてはトラブルの減少にもつながっていくことになるのではないかとふうに考える次第でございます。

○横江委員 販売店が今非常に倒産が多い、ここに問題があるのですね。金払つたら倒産して物は来なかった。瑕疵ある品物じゃなしに、物そのものが来なかった。電話で聞いてみたら倒産しておるのだ。この倒産が多いということですね。きょうは中小企業庁長官は来ていたではないのしょうか。訪問販売の関係の販売会社の倒産が多い、この実態というのはおつかみでございまいしょうか。

○小長政府委員 今手元にある資料では、その実態は掌握しておりません。

○横江委員 景気が回復してきた中で倒産が多いと小此木大臣よく言われますし、その中において訪問会社の倒産の占める位置というの伺いたいと思つてます。

そうしますと、今書類がありませんからわからないのです。わかりましたら教えてください。○藤咲政府委員 ただいまちよつと数字は持つておりませんが、一般的な傾向としてお答えさせていただきますと、確かに倒産は全体として高水準でございまして、業種別に見ますと、建設業それから小売業、そういった分野が比較的高いということでございます。

○横江委員 私の質問とちよつとかみ合わないようでございますので、訪問販売の会社が倒産が多いということですね。いわゆる好不況にかかわる話じゃなしに、余りにも多過ぎますので、作為的な倒産が多いと思うのです。その作為的な倒産が消費者にトラブルを、消費者泣かせになつていくということ、これは言いたいのです。中小企業庁の方ではこの数字は余りわからないということでございますが、作為的な倒産だということ、これは全部じゃありませんよ、そのことが問題だと言つて。これはわかつていられるならば、それはちよつとわからぬかわかりませんが、そういう問題について御意見があるならば聞かしていただきたいと思つてます。

そして、もう時間ありませんので、もう一つお尋ねしたいのですが、これも別な話でございますけれども、銀行系カードなどのマンスリークリアのカードについては、今回、法の対象から外されたわけでありまして、通産省として法的にここだけ陥没させておいたら、水は低いところへたまつちやうわけですから、規制は今のような、例えば抗弁権の問題もジョイントした。しかし、この部分だけが法規制しなくて甘んじていきますと、いろいろな関係がこへまた集中をしてきて、そし

てここで問題が出てくるという、通産省としてはまさにこの法律の体系からいって好ましくない、これだけ許していくことは考えられないという気持ちで私は随分分ると思うのです。法体系からいってもどうしてこれだけ残すのかなと思うのですよ。

ただ、局長は問題が少くないのですという話だけで言ってみるのです。問題が少くないじゃないに、法体系そのものからいって、そこだけ陥没させると、そこだけこれから問題が生じてくるし、法律の上からいっても、私は、後で禍根を残すんじゃないか、好まないところだという強い感じを持つてございますけれども、この辺につきましてもひとつ御答弁を賜っていききたいと思ひます。

○小長政府委員 確かに先生御指摘のように、マンスリー方式の取引につきましては、抗弁権の接統の対象から除かれておるわけでございす。これは再々お答えさせていただいておるわけでございす。現実には消費者トラブルがほとんど起こっていないという実情にあるわけでございす。しかもマンスリー方式という決済方式自体は割賦販売法になじまない面もあるのではないかと、本法の抗弁権の接統の対象から除いたということになっておるわけでございす。大勢觀察をいたしますと、今先生のおっしゃったように、ここに抜け穴があるから、そこにいろいろなだれ込んでくるだろうという側面よりも、むしろ今度の改正法によります四つの改正点によって消費者保護が強化された、その側面の方を評価していただきたいという感じが強い次第でございす。

○横江委員 時間もありませんが、消費者保護の方を強調されました。法体系、求むべき姿よりか消費者保護の方が大事なんだという一貫した御答弁だということがわかりました。

最後に大臣にお尋ねしますが、答申等からいきまじたり、あるいは今質疑をしました中でも、まだまだ法体系の不備な点、消費者保護の関係につ

いて抜けている点等がたくさんあると思ひます。役務の問題もわかりです。今申し上げましたクリアの問題もそうなんです。まずこれから、役務の問題を含めて今回の審議を通じて出てまいりました不備な問題をいかに完結をしていくのか、これが大きな問題だと思ひますけれども、その辺につきましまして、割賦販売法をもつとより消費者に立つた完璧なものにするための大臣の決意をひとつお聞かせをいただきます。質問を終わっていきなと思ひます。

○小此木国務大臣 我々の学生時代には考えられなかつたような割賦販売の増大ということは、何と申しましても、これはその便利さというゆゑでございす。しかし、それが増大すれば増大するほどさまざまなトラブルがで、そしてそのトラブルを何とか消費者保護の立場から法的に救わなければならぬということ、緊急な対応も含めて今回の法改正にござつたわけでございす。

委員の御指摘のようないろいろな問題もございすけれども、その問題はさらに実態を見きわめて、役務の問題等についても、今後この規制をどうするかというのをたびたび小長局長たちが言つておるわけでございす。こういう中で、今後慎重な検討の対象として、この割賦取引がさらに健全な発展をするよう私も努力いたす所存でございす。

○横江委員 終わります。

○梶山委員 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 初めに大臣に二問ほどお尋ねをしたいと思ひます。

我が国の割賦販売は昭和四十八年に年間取扱高が四兆三千六百二十二億円でありましたが、十年後の五十七年には十三兆五千八百七十八億円へと三倍以上に急成長を遂げ、民間最終消費支出の八・六%を占めるに至つておるわけであります。我が国の経済がかつての高度成長力を失ひ、勤労者の収入が伸び悩む中で、多くの企業が市場を拡大するために割賦に力を入れた結果、こういう

ことになつてあらわれたわけでありすけれども、私は、これはいわば将来の購買力を先食ひをするということになるのであつて、経済としてもこのような手段に頼つて成長するということは健全な状態とは言えないんじゃないかと思ひます。言つてみれば、麻薬を打つ、すると麻薬を打つたときは確かに気持ちがいいらしいのですけれども、次ににはもつと強く打たないとそれが効いてこないということとどんでん強くなつて、ついに破滅をする、日本経済にとつてこの割賦というのはそういう役割を果たす危険があるのじやなからうか。

また、そういう中で購買力を非常に刺激されている消費者一人一人にとっては、急激に債務が膨張して、結局のところ多重債務者になつてこれまた破産をする。だから私は、今回の法改正を契機にして、こういう野放しに割賦をどんどん広げていくような傾向にブレーキをかけなければならぬ時期に來たのではなからうかということを考えるのですが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○小此木国務大臣 委員の御指摘のようなことも絶対ないとは言へません。ないとは言へませんけれども、我々とすればそれなりに慎重に注意していかねければならぬことはもちろんでございす。しかし一面、考えてみますと、文明文化の進歩というものは、裏を返せばこれは人間が不精になることだと思ひます。不精になるということは、物を買うにもこれがたやすく買えるような制度というものは、これはやはり文明の一つの進歩した側面でございまして、この割賦販売取引というものがこれほど利用度が高いということは、それなりの便利さがあるわけでございまして、これがいい意味で健全な発展をして、その取引がさらに一層活発になるならば、政府の言うところの内需の拡大という意味にもつながつてくるわけでございまして、私は、委員のおっしゃるようなことは絶対間違ひとは思ひませんけれども、私の考えの方を御理解願ひたいと思ひ次第でございす。

○小沢(和)委員 時間がありませんから、そのことはきようは論争しないことにします。

私は、今のような状態の中で消費者を守るために今回の割賦販売法の改正は緊急の課題であるし、今回の改正案も、内容を検討してみますと、そういう要請にこたえる積極的な内容を持つておると考えます。しかし、そのほとんどが問題の後追ひだということは先ほどの議論のとおりでございまして、これでは今後さらに新しい便利な商品が開発されるということになると、また後追ひということになるのではなからうかという危惧の念を禁じ得ません。

昨日、竹内東大教授は参考人として、すべての商品、役務の割賦を対象とせよ、あるいは欧米各国でつくられてゐる消費者信用を総合的、包括的に規制する法律を我が国でもつくるべきだというような、大変抜本的な提言をされたわけであります。大臣は、こういうような大きなスケールで今の消費者信用問題に取り組むべきだと思ひます。ならないかどうか、お尋ねをいたします。

○小此木国務大臣 基本的にはそういうような方向に行くべきであるという議論は理解できます。理解できるにいたしましても、しかし具体的にこれを詰めていくとするならば、例えば、たびたび申し上げますように、役務の問題にしても、いかに規制していくか、一つ一つの具体的な問題になりますと、やはりさまざまな対応をしていかなければならぬ政府側の立場もございすので、この点は先ほどから再々答弁いたしております事情をひとつ御理解願ひたいと思ひます。

○小沢(和)委員 以下は具体的な問題で質問をしたいと思ひます。

まず役務関連取引の問題であります。先ほどの議論の中で、政府としてもこの役務関連取引を規制する必要は認めるけれども、しかし、いわば立法技術的な事情で今回は見送らざるを得なかつた、だから今後引き続いて検討するし、さらに、それまでも省令の改正などで役務の内容をできるだけ契約に盛り込ませるような指導もして

いきたい、こういうお話で、そのこと自体はわかりました。

それで、確認をする意味でお尋ねをしておきたいと思うのですが、そうすると、そういう省令などで臨時的な対応をするにしても、やはり抜本的には法律を改正しなければいけないだろうと思うので、ごく近い将来に割賦法の一部改正をもう一度やらなければならないという状況になるのではないかとお尋ねなのですが、そういう認識をお持ちか。そうだとすれば、それはいつごろをめどにしてお考えになつておられるかということをお尋ねしたいと思います。

○小長政府委員 先生御指摘の役務一般の規制の問題に関しては、御指摘のとおり私もこれから個別の役務の内容をよくチェックした上で具体的な規制のあり方を詰めてまいりたいと思つておるわけでございます。ただ、その詰めた結果といたしまして、割賦販売法のさらなる改正という形になるのか、個別役務ごとの法的な扱いになつていくのか、あるいは何か別の包括的な法律の対象にしていくのか、その辺がまだ具体的に詰まつておるわけではございません。これからの個別役務の規制のあり方を検討する中で勉強してまいりたいと考えておるわけでございます。

それから、当面の措置といたしましては、先生御指摘のとおり、役務に関連する消費者トラブルは、例えば教材と藝というようのもので多発しておるわけでございますので、そういうものにつきましては、附帯役務を明確に契約書面に記載させるといふことを通じまして、取引の明確化を図つてまいるとともに、業者に対しましては取引の適正化のための指導を徹底してまいりたいと考えております。

○小沢(和)委員 改正のめどは。

○小長政府委員 これはできるだけ急ぎますが、具体的な時期のメンションは差し控えてさせていただきますと思います。

○小沢(和)委員 次に御尋ねしたいのは、この割賦販売契約で保証人を要するケースが多いわけ

あります。この保証人がしばしば被害者になる、この問題をどうするかということを一言お尋ねしたいのです。

今回の改正では、販売条件や取引条件などを書面で明示することが義務づけられるケースがさらに広がるわけで、これは結構だと思つております。ところが、私のところに持ち込まれる相談などで案外多いのが保証人なんです。電話で知人などから、月賦やるから保証人になってくれと言われて気軽に引き受けたら、後になって自分のところに払えと言つてこれらで慌てたけれども、今の法律などではどうにもならないということで、泣き寝入りせざるを得ないケースが多いわけなんです。

これは、我が国ではそうやって保証するということとがどんなに重大な法律行為であるかということについての自覚が一般的に低く、そういう問題はありますけれども、しかしそれも現実なんです。だからそういう被害を防止するためには、本人に対しては契約条件などをこうやって明示をしないかと言つておるわけですが、保証人も、そんな電話であんな名前を書いて三文判でも押しておきなさいというふうなことで、本人に署名し判をこをかせるといふことにすれば、私はうんと被害が減るのじゃないかと思つて、私はいかた指導をすべきじゃないかと思つて、このことがどうなるか。

○小長政府委員 保証人が主たる債務の内容を知つた上で保証契約を締結すべきことはまさに御指摘のとおりでございます。したがって、今後問題点の所在を明らかにしながら、私もそういったことも行政指導ベースで前向きに対応してまいりたいと思つております。

○小沢(和)委員 では、今のは前向きに対応すると言つたので、今後それが具体的な行動になつてあらわれることを期待しておきたいと思つて、次に、クーリングオフの問題でお尋ねをしたいと思つております。

日間で据え置くという案になっておりますけれども、我が党もかねてからこの期間を延長する必要があると言つてまいりました。

去る十二日には、衆議院の物価問題特別委員会が我が党の藤田スミ議員が、訪問販売法の改正の問題としてですけれども、現在四日間のクーリングオフ期間を七日に延長すべきだということを主張したことがございます。このときにも通産省としては、重要な課題として前向きに取り組んでいきたいという答えをいただいているわけでありまして、昨日からの質問でも、欧米各国では七日間程度のものの方がむしろ多いという状況も明らかになつておりますし、将来前向きにということなして、ぜひ今回それを決断すべきではないかと思つて、どうか。

それから、このクーリングオフの権利があることが消費者に明示されなければなりませんけれども、先ほどからも議論になつておるうちに、大変読みにくいとか難解な言葉で書いてあつてわからなかつたことが多くあります。この問題の一つの解決策として、先ほど引用いたしました藤田議員の質問の中で、クーリングオフ用の簡易はがきを契約に当たつて添付するようにすれば容易にできるといふ問題提起をしたら、通産省は、そのはがき添付方式にするようにできる限り業界を指導したいというお答えをいただいたと承知しております。そうするとこれは訪問販売に限らず、先ほどから問題になつておるような、こういう割賦販売全体にこれを広げていけば非常にスムーズにこの問題が解決できやせぬかと私は思つております。その点についていかがお考えですか。

○小長政府委員 クーリングオフの期間につきましては、昭和四十七年の割賦販売法改正時に、当時におきます諸外国の例も勘案をいたしまして四日というふうに定めたわけでございます。ただ、先生も御指摘のように、最近の諸外国の実例を見てもまいりますと、アメリカには三日という例はございますが、諸先進国は大体七日ということでございますし、西ドイツ、イギリス等は十四日とい

う例もございまして、四日間では短過ぎるではないかという御指摘については十分理解のできるところでございます。

ただ、一方において取引の安定、一方において消費者保護の観点、両々のファクターの中からの辺を具体的に接点として見出していくかということがこれからの課題と思つておりますので、前向きに検討してまいりたいと考える次第でございます。

それからクーリングオフ権につきまして、購入者にとつてもつとわかりやすく知らせるべきではないかという御質問でございますが、まさにそのとおりでございます。用語が特に難しいのではないかと御指摘もあるわけでございまして、今後そういう面における改善も図つてまいりたいと思つておるわけでございます。

それから、さらに最後に御指摘になりました、いわゆる切り取り式書面を採用するというにつきましても、これは消費者が容易に権利行使し得るような改善策の一つでもあると考えますので、私も検討してまいりまして前向きに取り組んでまいりたいと思つておる次第でございます。

○小沢(和)委員 次に、多重債務の発生防止の問題で、一、二、お尋ねをしたいと思つております。

今回の改正では、返済が不能となるような多額の信用の供与を行わないように努めることになつておるわけで、そのための具体的な方策の一つとして信用情報機関の強化が必要であるということになつておるわけです。昨日も、現在ある信用情報交換所あるいは日本信用情報センターなどを統合する方向が明らかにされました。これはこれで私は一歩前進だと思つております。しかし、私が承知しているケースを思い出してみますと、破綻に追い込まれた人は割賦販売だけでなく、サラ金など借りられる限りのところから借りまくつて破綻をしておるのです。だから、そうすると、この割賦販売関係だけの信用情報を一元化するということではなくて、サラ金などその他の関係も含めた一元化ということが本当の被害を防止する上で、

私は、時の方向として、これは必然的に考えざるを得ないのではないかと思うのです。こういう点についてはどういふふうに今取り組んでおられるでしょうか。

○小長政府委員 先生御指摘のように、多重債務者の発生を防止していくためには、金融、物販の枠を超えて信用情報の蓄積、整備を進めていくことが基本的に重要ではないかと私も考えております。昨年七月に出されました消費者信用産業懇談会の報告でも、このような認識から、「個人信用情報の内容は、基本的には、クレジット、消費者金融とも同質であることから見れば、将来的には、双方の情報を総合的にとらえるべきであろう」という旨の提言がなされているわけでございます。

当省といたしましては、消費者金融の分野を含めた信用情報機関の連携の強化につきましては、今後の課題といたしまして、関係の省庁とも連絡をとりながら取り組んでまいりたいと考えております。次第でございます。

○小沢(和)委員 そうすると、もう一遍端的にお尋ねしますが、各省と相談をしながら進めていきたいというのは、方向としては、私は、やはりそういう情報を全体として集中し、一元的にその情報をとれるようにしていくという方向だと思えますが、そう理解していいですか。

○小長政府委員 基本的にはそういうことでございますが、しかし、この分野におきましても、何よりも民間の動きがどういふ動きになっていくかというのをまず私どもとしては見届けたいというふうな考えでおります。

○小沢(和)委員 ところで、そういうふうに全体として一元化の方向に行き着くであろうというふうな考えますと、いよいよ一方ではプライバシーを保護するということが重要になってくるわけであり、先ほどからその点についてはいろいろ議論がありましたので、私はあえて言いませんけれども、このプライバシーの保護を保障していくという点については、厳重な指導をひとつお願い

したい。

それとの関連で、私一言お尋ねをしておきたいと思ひますのは、本人が、自分についてどのような情報がインプットされているかということについて開示を求めた場合には、これは私は、当然応ずべきであるし、誤った情報などが入っているというふうな場合、例えば私など考えてみますと、例の抗弁ですね。抗弁をしておるといふような者を不良債務者だといふようなことで、これはブラックリストに載るといふようなこともないとは言えないのではないかと思うのです。そういうようなケースなどについて情報の開示を求めて、これは間違っているといふようなことで、その訂正を求めたりするといふようなことは、私は本人の権利として保障されなければならないのじゃないかと思うのですが、その点はどうお考えですか。

○小長政府委員 具体的な法の運用の中で、先生御指摘のような情報の開示を求められたような場合には、これに積極的に対応していくという方向で対処してまいりたいと考えております。

○小沢(和)委員 文部省がお見えになっておると思ひますので、この機会に文部省に一言お尋ねしたいと思ひます。

消費者が多量債務者に転落するのを防ぐ本当の保障は、今話に出てくるような情報機関の強化などというふうなことではなく、私は、やはり教育によって、一人一人の国民の自覚を高めるという以外にないと思ひます。これはもちろん社会人としての教育もありますけれども、業者が若い世代にねらいをつけ、大学生なども何枚ものカードを持つて歩くといふような昨今の状況を考えてみますと、アメリカなどにも学んで、高等学校など公教育の場でも割賦や消費者金融などに関する正しい知識を教育しなければならぬのではないかと思ひます。この点、いかがお考えか。今文部省は、婦人差別撤廃条約批准との関係で、高校家庭科教育のあり方を見直すことにしているといふふうに向つておられますが、その中で男女とも消費者信用について教育を行うといふようなことは、私はぜひ

ひ緊急に取り入れていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○阿部説明員 お答え申し上げます。

学校における消費者教育につきましては、中学校それそれにおきまして社会科とか家庭科といった教科を中心に、児童生徒の発達段階に応じながら適切な指導を行つておるところでございます。

特に、今先生御指摘ございました高等学校教育の段階におきましては、「現代社会」とか「政治経済」といった社会の科目あるいは「家庭一般」といった科目の中で、消費者保護とかあるいは正しい消費のあり方などについて取り扱うこととなつておりました。その中で具体的にクレジットカード等の問題についても、事例を挙げながら指導を行つておるところでございます。

こうした消費者に関する教育の問題につきましては、家庭における教育の問題とも関連があるうかと思ひますけれども、学校教育におきましても、今後とも社会とか経済の変化に対応しながら適切な指導を一層行つてまいりたいといふふうな考えでおります。

○小沢(和)委員 では、この質問を私は最後にしたいと思ひますが、中小小売商団体などがショッピングカードを発行したり、あるいは割賦購入あつせんなどを行つておられるわけですが、衆議院商工委員会調査室などからいただいた資料を見ますと、その新規供与額が五十七年落ち込み、五十八年も落ち込み続けているといふような状況だといふふうな私、承知をしているわけです。これは中小企業の振興策としても非常に重要な問題提起されているのではないかと思ひますが、きょうは時間ありませんから、その原因などについてはお尋ねしませんから、そういう状態についてどういふふうに対策を講じていくべきか、この分野でも大企業が本格的に進出していく中で結局中小企業が駆逐をされていくといふことは、今後の中小企業にとって非常に重大な打撃になるのではないかとこの数字を見て私思ひ

わけです。そういう立場から、ひとつ積極的な振興策といふことでお聞かせ願ひたい。

○藤咲政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のように、中小のクレジット団体の与信額は非常に競争が激しくて伸び悩んでいるのは事実でございます。ただ、数字いろいろございまして、算定の仕方等がかなり複雑な関係もございまして、必ずしも明確にはわからないのでございしますが、この一、二年急速に落ち込んでいくといふことはないと思ひます。若干は伸びております。いろいろ集計の定義や何かが年によつて違つたりするものですから正確な比較は非常に困難であります。私どもが聞いておる限りでは、非常に伸び悩んでいるけれどもやや増加しているといふような状況だと思ひます。

いずれにいたしましても、こういう中小企業のクレジット事業というのは、組合員である中小小売商の販売促進に非常に役立っておりますし、それから組合の組織活動といひますか、そういうものの柱の一つにもなっているといふことで、私どもとしてはその振興が非常に重要だといふふうな考えでおります。従来は主として、当面、これらの団体にとって一番必要な助成策といふことで金融面の支援を中心に支援措置を講じてきておりました。主として商工中金を通じて、その運営をしていく組合に資金を供給するといふようなことをやっておりましたが、最近では一番問題になっておりますのはいわゆる情報化の進展でございまして、中小企業団体の方もやはりそういう情報化、新しい技術といふものに対応していかねばならない時代になってきているといふことで、この辺について五十九年度に新規に予算を確保いたしました。その辺の動向をよく分析し、これから中小クレジット団体がどういふ方向へ発展を図つていくべきかといふことを調査研究をしたいといふふうな考えでおります。これらを踏まえまして、必要であればさらに一層の振興策を講じていくといふことを考えておる次第でございます。

○小沢(和)委員 終わります。

○梶山委員長 野間友一君。

○野間委員 割賦販売、いわゆるクレジットの産業の成長ですが、これは既に議論でも出ておりますように、目をみはるものがある、これは事実だと思ひます。今では、約十四兆円弱、こういう産業にまで発展しておるわけですね。同時に、問題はこれにまつわる病理的な現象、これも数々発生して、深刻な事態が今現に到来しておることも事実であります。

私は、今から、日本のクレジット史上に残る、こういうふうになつておられます、いわゆるコピー出版、これは信販会社のクレジットを使った学習用の教材あるいは備品の販売を続けてきた会社でありまして、資本金が二千万円、これに関する悪徳商法を取り上げていきたいと思ひます。これは本年の二月に事実上倒産をしたわけでありまして、そして、その後この悪徳の商法が明るみに出たわけでありまして。

この手口を見てみますと、きのうも若干論議があつたやうに聞いておりますが、特に、信販会社東京総合信用、これは住友銀行系で、いわゆる東総信というふうな省略しておりますが、あるいはライフ、これとの加盟店契約によるクレジット商法に関するものであります。

特に、東総信、この関係する場合を見てみますと、これは、五十七年の春ごろからであります、いわゆるインストラクター、塾の教師です、これを募集して、契約の意思の有無にかかわらず、応募者から履歴書を提出させて、その住所と氏名をほいままに利用して、応募者を消費者に仕立て上げる。そして、勝手に印鑑、三文判を買ってきて、それを押して文書偽造をする。さらに、念が入つておることは、物品、これは教育セットですが、これをこの消費者に送つたかのように装つて、運送会社の仕送り状、これすら偽造して、そして、東総信から金品を詐取した、こういう疑いであります。その総額は二十億円を超える、こう言われております。この偽造文書は三千件、これは物すごいですね、三千件を超える、こう言

われております。これは、五十八年の五月ですから、当初からちょうど一年後に発覚したわけでありまして。

先に法務省に聞きますが、こういう事実経過、実態、これは既に公知の事実で、新聞、マスコミにもずっと報道されておりますし、当然法務省も知つておると思ひますが、それはそれとしても、今私が申し上げたようなこういう事実があるとすると、これは一体どういう犯罪に該当するの、その点から明確に答えていただきたい。

○北島説明員 御指摘のような報道がなされておるわけですが、刑事責任の有無という点になりまして、なお具体的な事実関係がまだ明らかでございませぬので、何らかの犯罪が成立するかどうかという点についてはお答えを差し控えておきたいと思ひます。

○野間委員 いや、私は、事実関係は別にして、仮にこういうことが事実であるとするならば、印鑑を買つてきて文書をつくつて、クレジット契約を結んで、そして、信販会社から金品を詐取するという場合には私文書偽造、同行使、詐欺ですね、こういう一連の犯罪が成立することは法学上明らかだと思ひますが、一般論を聞いておるので

す。

○北島説明員 ごく抽象的、一般的に申しますならば、ただいま御指摘のような犯罪が成立するかどうかということが、事実関係に照らして問題になるかと思ひます。

○野間委員 警察庁に聞きますが、この事件について、事実を知つておるはずなんです、これは具体的に捜査が一体進んでおるのかどうか、その点について。

○上野説明員 お答えいたします。

お尋ねの件につきましては、私どもも新聞報道等で承知しておるわけですが、現在、幅広く情報収集に努めておるところでございます。なお、当然のことではございますが、具体的な警察法令に触れる事実があると思ひますれば、その際には厳正に対処したいと思ひます。

す。

○野間委員 これを通産大臣お聞きになつて、異常な事態なんですね。私、思うのは、東総信の信用調査ですね、これは加盟店契約をする際に、当初もそうだし、あるいは継続してやつておれば問題なかつたと思うのです。途中でわかれば、これは破棄すればいいわけですから、加盟店契約を、ところが、一年も続いた、こういう異常な事態が続いておる。これによつて被偽造されたものは、たまたまのものではないわけですね。私は、きょうは、この点については別にいたしまして、このコピーの出版に関して、今まで問題になつてなかつた新たな事実を出しまして、これについての質疑を続けたいと思ひます。

それはクレジット会社が株式会社大信販、これに関する問題であります。これは三和銀行系統のクレジット会社であります。この関係での商法も大変な悪徳商法であります。この手口あるいは手法は、今申し上げたように、東総信の関連する、これと全く同じなんです。塾の講師を募集するといつて、応募者を募るわけですね。これも契約の意思の有無にかかわらず、履歴書を集める、その履歴書を全部集めて、その住所、氏名を書いて、これがクレジット契約の当事者として記載され、そしてこの会社の近くの印鑑屋に行きまして、それを買つてきてばかばか押して、株式会社大信販、クレジット会社にこれを渡す、こういうことを続けておるわけですね。

委員長、よろしいですか、資料を見せますが、大臣や、皆さん関係者に見ていただきたいと思ひます。私はここに現物を持っておるのですが、これがコピーをお渡ししました「ショッピングクレジット」、これは大信販の印刷のある、大信販がつくつた資料ですね、たくさんあるのです。二十九枚あります、写したのは一部でありますけれども、これをいろいろ見たいと思ひます。これは全部同一人が書いたものです。見ていただければよくわかると思ひます。見ていただければ職場における女性が全部書いたわけですから

も、全く同一人の筆跡だということは素人でもわかるわけですね。これ、二十九枚、私は今持つております。それから保証人欄が全然空白です。今コピーをとりました分は、要するに消費者の控えというか、「お申込みの内容」というものであります。五通のつづりになつておる。これはお客様が、消費者が控えとして持つておくというものであります。これは五枚のコピーですから、ノーカーボンで全部下まで通るわけですね。今申し上げたように、全部同一人の筆跡であるといふこと。それから連帯保証人のところを見てほしいと思ひます。全然空白でしよう。

この契約書の中身を見ますと、住所、氏名、電話番号あるいは生年月日、それから申し込み商品名、教室セット六十二万二千八百五十円、この手数料を合算すると、七十三万四千九百六十三円、支払い回数、初回の支払い金、これが書いてあるわけですね。これはひどいものです。これが、このコピーにもありますように、五十七年四月、五月、私が持つておるのはその分です。世田谷の分です。これは東京都の各区全部同じやうにあるのです。関西のものもみなあるのです。こういう代物であります。

しかも、二つに区分けしてありますけれども、あとの「大信販振込明細(三分分)」と書いてあるものがあつた。これは銀行振り込みですね。これを勝手にコピー出版がこういうふうに通帳をつくりまして、これもコピーをとつておられますけれども、ここで銀行振り込みをするという格好に実はしたのです。ところが、振り込金をしますと、要するに、契約者に通知が行きます、これはやばいといふことでこれをやめて、今度は全部郵便の振りかえにやつた。ですから、二区切りにはしております。一つのセットは、これは支払い方法は郵便振り込み、マルが入つていますね、こういう代物であります。しかも、いずれにしても全部一人の女子の職員に書かせたといふことであります。印鑑はどうしたかといふと、先ほど申し上げたやうに、近くの印鑑屋へ行って全部買つて

きたのです。これは皆三文判です。こういうでたらめなことをやって、そして大信販から立てかえ金名下に金を詐取しておるといふ疑いがあるわけでありまして。しかも問題は、この契約上の当事者、つまり偽造された人は全く知らないわけですね、こういう契約の当事者になっておるといふことを、というのは、電話の確認もしていないわけですから。仕送り状もないわけですね。こんなことがまかり通っておるわけですね。

私は、こういうことを見た場合に、先ほどからも論議がありましたけれども、要するに、販売業者、それから、それに対する特に信販会社、クレジット会社、これが当初あるいは途中からもきつち信用調査するということをやっておけば、こういうことは起こらなかったであろう、こういうわけでありまして。この件については今度の法改正でも——これは直接の問題ではない、これは偽造ですから支払い債務はないわけですが、しかし、これもいつ請求されるかわからない。今これは問題になっていきますから大信販も控えておりますが、いつやられるかわからない。しかも、約款の中でも、裁判管轄は合意管轄の約定がありますね、全部不動文字で。それは裏ですからコピーはありますが、ほとんどありません。つまり、大信販の営業所のあるところに裁判を起せばいいんだという合意管轄ですね。これでやられたら一体どうなるかということになります。

私はこれを見た場合も、それはコピー出版そのものが悪いのは当然であります。しかし、こういううすうすな、保証人もいない、同一人の筆跡であり、三文判を使い、確認もしない、こんなばかなことが一体今の取引上通用するかどうかということをお願いしたい。私は世田谷の資料しかきょうは持っておりませんけれども、これは東京都内あるいは関西一円にいついあるわけですね。これは一体どういうことなのかということになります。大臣、私が今申し上げたことをお聞きになってどういう所見をお持ちになるか、一言お聞かせをいただきたいと思います。

○小此木国務大臣 実態をよく調査させまして、必要とあれば、どのような手段を講ずることができかねるかと検討したいと思っております。

○野間委員 警察庁、先ほどは東総信の例を出しましたけれども、事は急ぐのです。私が入手した情報によりまして、十九日ですから明日です、残った、整理しておるこの従業員を集めていろいろな作業をするやに、そういう情報が入っておるのです。先ほどからいろいろ警察庁も抽象的な答弁がありましたけれども、事は急ぐのです。これを全部証拠を収集して、これが事実であるとするならば、先ほどの東総信と同じなんです。私文書偽造、同行使、詐欺、こういうものが成立するのにはあたりません。これは疑いが十分濃いわけですね。私が持つておるのは犯罪組成物件なんです。警察庁、これが事実であるとするなら東総信と同じですよ、どうでしょうか。

○上野説明員 先ほど申し上げましたように、現在警察におきましても広く情報収集に当たっております。先生御指摘の御ようなことを踏まえまして対処していきたいというふうに考えております。

○野間委員 私は、大信販がコピー出版とどうするか、これはわかりません。仮にぐるぐるでないと、こんなうすうすな方法で加盟店契約を結ぶということはとんでもない話ですよ。通産省、どう思いますか。

○小長政府委員 今のお話を聞きまして、大変驚いておる次第でございます。私どもといたしましては、従来から、信販会社を通じて加盟店についてある種の審査、指導等はやっておるわけですが、本件の場合は、信販会社が完全に加盟店にだまされておる、一言で言えばそういうケースではないかと思っております。どう対応していくか、私どもとしても十分勉強してまいりたいと思っております。

○野間委員 東総信、ライフ、これは既にマスコミで明らかになったから御存じだと思いますけれども、そういう事実を知っておるかどうかというのと同時に、大信販の件について、これは全国的な広がりを持つておるといふ認識を持つておるかどうか、あるいは持つていないとすれば一体どうするのか、答えてください。

○小長政府委員 本件につきましては、実態を調べてまいり、その上でまた対応を考えてまいりたいと思っております。

○野間委員 いや、私が聞いておるのは、こういう事実を知っているのかどうかということをお前提として聞いたのですが、これは知っているのですか。東総信あるいはライフの例もあるでしょう。

○小長政府委員 先生御指摘の事実の一部は、私どもも承知しております。

○野間委員 大臣、私は、これはやはり信販会社、クレジット会社のモラルの問題も非常に大きいと思うのです。先ほど申し上げたように、全く契約内容の一部しか書いてないわけでしょう。保証人欄は全く空白ですよ。同一人の筆跡でしょう。こんなうすうすなものを、大信販は全部受け付けて代払いしておるわけですね。そして、これはことしの二月に倒産しましたから、一月まで会社が全部一括して払っておるわけですよ。

このコピーを見ていただきたいと思います。二くくり目の「大信販振込明細(三月分)」と書いてありますが、これは「世田谷センター」とあります。これはここにあら分ですけれども、全部表に整理しまして、そして振込金額が書いてあります。これを会社が払っておるわけですね。これは銀行払いですから、この場合には恐らく会社の住所地に偽造したものの名前を書いてやっておるわけですね。こういうようなことをやって、そして、ことしの一月までずっと偽造した人間、被害者にかわってコピー出版が払って、そのうちに手を上げて倒産した、こういうケースであります。

ですから、信販会社のモラルという心の問題だけでなく、一体どういうようなことをしたらこういうものは正されるのか。なるほどすべてのものが偽造でないかわかりません。中には、数

の中でありましてから真正な取引もあるかわかりません。しかし、こんな偽造の積み重ねの上部分的に真正な取引があったとしても、そういう人たちがさらに被害を受けるだけの話でしょう。これはモラルだけではなくて、一体こういうものについてどういふふうにするべきかと考えるのか、消費者の保護の立場からどうしたらいいのか、通産省の考え方を聞きたいと思っております。

○小長政府委員 本件につきましては、もう少し実態を調べた上で具体的な対応を考えたいと思っております。私どももいたしましては、今回の罰賦販売法の改正の趣旨に照らしまして、消費者利益の保護の観点、流通秩序の確立の観点を踏まえまして、本問題に対処してまいりたいと思っております。次第でございます。

○野間委員 ぜひ調べて善処されたいと思っております。私はきつち調べて今申し上げているつもりですけれども、もしこれが事実であるなら、これがぐるぐるか別ですよ、しかし、大信販は信販会社としての通常の商取引と申しますか商道徳、こういうものに反しておると言わざるを得ないと思っております。そういう評価についてはいかがですか。

○小長政府委員 その点にしましては、事実関係を調査した上で私どもの評価を確定したいと思います。

○野間委員 通産省はそんなにばう必要はないと思っております。事実を事実として認めたいと思っております。そこに通産行政の姿勢があると私は思っております。「調べなければわからない」と呼ぶ者あり。いや、私は仮定的に、これが事実であるとするなら聞いておる。

通産大臣、今度の法改正でこういうものが一体は正されるかどうか、でないとすれば一体どうしたらいいのか、お答えいただきたい。

○小此木国務大臣 先ほど申し上げたとおり、何分にも今お聞きしたところでございますので、さらに一層実態を調査いたしました上で、必要とあらば、どんな手を打ったとしてもいいか検討させていただきます。

とにいたします。

この法改正でいろいろの問題がございますが、そういうことにももちろん関連いたしますので、何回も申し上げるようでございますが、一層の実態の把握に努めたいと思います。

○野間委員 時間がありませんのでなんですが、これはやはり私は信販会社、クレジット会社がクレジット産業のうんと成長の中でたくさんできて、そして、たしか産産審の中にも書いてあると思いますが、競争が激化して、これは実際に販売会社が立てかえて払えば手数料は皆消費者に入るわけですからね。そういうようなからくりというか、そこにも大きな問題があると思うのです。

本来的に販売会社と消費者、消費者と信販会社、信販会社と販売会社、三面契約ですね、それが独立した契約なんですね。これが販売会社と消費者と、この間に直接結ばれる契約の中で一括してやられるというところに問題があるわけですね。それぞれの契約が独立性を持って、それぞれが自分がやっておくことの認識、どういうものかということ。同時に、特にこういう今成長する産業の中で、販売会社のいろんな病理的現象がこれからは起こらぬ保証は全くない。むしろ私はこれからひどくなると思うのですね。

ですから、そういうものを踏まえまして、いわゆる三面的な法律関係、契約関係、こういうものが本当に真正にできたもの、こういうことが認識できるような形で、もつと私は考えていかなきゃならぬ、こう思うのです。たくさんあります制度を変えなきゃならぬ問題、時間がありますから一点に絞って私きょうはお聞きしておるわけでありまして、私が今申し上げたことについて、局長どういうふうにご考えていますか。

○小長政府委員 先生御指摘のように、割賦購入あつてにいかかわる取引というのは、まさに三者間の契約という事でございまして、販売業者と与信業者が異なるために、購入者にとつても複雑な取引形態となっております、それがまたトラ

ブルの原因にもなつておるといふ点は、御指摘のとおりでございます。そういう中で、今回の法改正の中で、割賦購入あつてに購入者保護規定の適用が認められ、また抗弁権の接続規定が追加されたという事は、消費者行政にとつて画期的な前進につながる措置ではないかというふうにご考えておるわけでございます。

また、当省といたしまして、今後とも業者が購入者と取引を行うに際しまして、購入者が当該取引の仕組みを正確に理解ができるように説明を行うよう、関連業界を指導していくつもりでございます。

○野間委員 時間が参りましたので終わりますけれども、重ねて警察庁、私は事は急ぐと思うのです。そういう点で、きょう申し上げた大信販の例も含めまして、十分事態を掌握して、いやくも証拠隠滅とか犯罪を隠滅することのないような適切な捜査権の発動、調査も含めてそれをせひやつてほしいという事を私は要請したいと思ひますが、それについての答弁をもらひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○上野説明員 先ほど申し上げたとおりでございますが、私どもも情報収集に当たつておりますので、それらを踏まえまして、今後適切に対処してまいりたいと考えております。

○梶山委員長 これにて内閣提出、割賦販売法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○梶山委員長 内閣提出、割賦販売法の一部を改正する法律案に対する修正について、理事会等において協議をいたしてまいりましたが、私の手元で作成した案文について協議が調ひましたので、この際、私から本案に対する修正案を提出いたします。

割賦販売法の一部を改正する法律案に対する修

正案

(本号末尾に掲載)

○梶山委員長 この際、修正案の趣旨を御説明申し上げます。修正案はお手元に配付してあるとおりでございます。その案文の朗読は省略して、以下修正の趣旨及びその内容を簡単に申し上げます。

この修正の趣旨は、申込者等の救済の充実を図り、消費者の保護を徹底させようとするものであります。その内容は、まず第一に、割賦販売について、申込者等が契約の申し込みの撤回等を行うことができる、いわゆるクーリングオフの期間を、四日から七日に改めるとともに、ローン提携販売、割賦購入あつてにせんについても同様に定めることとあります。

第二に、経過措置として、いわゆる総合方式、個別方式の割賦販売、ローン提携販売について、この法律施行前に、契約が締結された場合、契約の申し込みが行われた場合及び法律施行前に契約の申し込みが行われ、法律施行後に契約が締結された場合には、従前の例によるものとするのであります。

第三に、訪問販売におけるクーリングオフの期間及び経過措置について、割賦販売の場合と同様に定めるものとすることとあります。以上が修正の趣旨及びその内容であります。何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○梶山委員長 この際、法律案撤回についてお諮りいたします。長田武士君外四名から、提出者全員をもって割賦販売法の一部を改正する法律案について撤回の請求がありました。本案は、既に委員会の議題となつておりますので、これを撤回するには委員会の許可を要することになつております。

○梶山委員長 御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

で、これを撤回するには委員会の許可を要することになつております。

○梶山委員長 御異議なしと認めます。よつて、撤回を許可することに決しました。

○梶山委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するものでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。割賦販売法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、委員長提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○梶山委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○梶山委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○梶山委員長 この際、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

エネルギー、基礎素材及び鉱物資源に関する諸問題を調査するため小委員二十名よりなるエネルギー、基礎素材及び鉱物資源問題小委員会並びに

流通に関する諸問題を調査するため小委員二十名よりなる流通問題小委員会を、それぞれ設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○梶山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

同小委員会の小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○梶山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

同小委員会の小委員及び小委員長は委員長において指名し、追って公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任、補欠選任につきましても、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○梶山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

割賦販売法の一部を改正する法律案に対する修正案

割賦販売法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条の三第一項第一号の改正規定中「行う」に「の下に」「四日」を「七日」に加える。
附則第十項中第十条第二項の改正規定の前に次のように加える。

第六条第一項第一号中「四日」を「七日」に改める。

附則第十項を附則第十一項とし、附則第四項から附則第九項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項中「若しくは」を「又は」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律の施行前に締結した契約で、新法第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法又は同条第二項第一号に規定するローン提携販売の方法により指定商品販売者が受けた申込みで、同条第一項第一号に規定する割賦販売の方法又は同条第二項第一号に規定するローン提携販売の方法により指定商品販売する契約に係るもの及びこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約については、新法第四条の三（新法第二十九条の四において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則に次の一項を加える。

（訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

12 この法律の施行前に締結した売買契約又はこの法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る売買契約が締結された場合における当該売買契約については、前項の規定による改正後の訪問販売等に関する法律第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和五十九年五月七日印刷

昭和五十九年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W